

平成22年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成22年9月10日（金曜日）

○議事日程

平成22年9月10日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	原 田 洋 介 君	6 番	中 林 堅 造 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	青 木 明 夫 君	12 番	藤 本 和 久 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	木 村 一 彦 君
15 番	横 田 和 雄 君	16 番	安 藤 二 郎 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	弘 中 正 俊 君	20 番	大 田 雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	田 中 健 次 君
23 番	久 保 玄 爾 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	伊 藤 央 君	26 番	田 中 敏 靖 君
27 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重 豊君 議会事務局次長 山本 森 優君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、今津議員、19番、弘中議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは早速、これより質問に入ります。最初は17番、山根議員。

〔17番 山根 祐二君 登壇〕

○17番（山根 祐二君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、社会保障制度の問題点について質問をいたします。我が国の自殺者の現状についてですが、警察庁の発表によると、平成21年の自殺者数は、全国で3万2,

845人、平成21年交通事故死傷者の4,914人に比べても高い数字になっております。1998年には2万3,000人だった自殺者の人数は、99年に3万1,000人と、一挙に35%も増加をいたしました。

このように日本では1998年を境に自殺者の人数が急増しています。1998年といえば、北海道拓殖銀行、山一証券、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行など、金融機関の破綻が相次いだ年であります。企業の倒産件数も負債総額も、90年代で最悪を記録した年であります。その後、12年連続で3万人超えが続いているわけです。

政府が本年3月に自殺対策キャンペーンを実施したかいもあってか、4月と5月の数字は昨年を1割程度下回りました。しかし、6月以降はもとに戻り、7月末までの累計は1万8,848人、昨年より若干少ないですが、このまま進めば、ことしもまた3万人を上回ってしまいます。自殺大国日本、そう呼ばれても仕方のない数字であります。

本日の新聞報道によりますと、日本振興銀行が1,000億円の債務超過となり、経営破綻する見通しとなったそうです。負の連鎖を懸念するところであります。自殺者は1日当たり約90人、世界保健機構、WHOの統計では、10万人当たりの日本の自殺者は24人、アメリカの11人の2倍を上回っています。経済協力開発機構、OECD加盟国16カ国の中では、韓国に次いで2位、男性に限っていえば1位の自殺大国であります。年齢別では総じて中高年の自殺率が突出していますが、最近では20代、あるいは30代の自殺も目立っております。

ところが、こうした実情とは裏腹に、自殺者が多いという実感を持っている人は意外と少ないのではないのでしょうか。平成21年の自殺者3万2,845人のうち、1万5,867人が健康問題による自殺です。健康問題とは、うつ病、統合失調症、アルコール依存症、薬物乱用があります。健康問題の44%の約7,000人がうつ病であります。山口県の自殺者数は同年576人なので、同じ割合で推定すると、151人がうつ病が原因の自殺と言えるでしょう。原因、動機が特定できない人もあるので、もっと多いかもしれません。ちなみに防府市では、毎年20人から30人前後の人が自殺をしております。いずれにしてもうつ病が原因の自殺が非常に多いということがわかります。

厚生労働省では、これまでもさまざまな自殺対策を実施していますが、省を挙げて取り組んでいくため、平成22年1月に、自殺うつ病等対策プロジェクトチームを立ち上げ、人口動態統計など、自殺に関するデータの分析等を行い、自殺の実態を踏まえた対策を検討してきました。そして、今後の厚生労働省の対策として5本の柱を示したところです。

まず、命を守るというメッセージを発し、支えられているという安心感を持っていただけるよう、キャンペーンの実施やウェブサイトの充実などにより、当事者の気持ちに寄り

添ったメッセージを発信していきます。自殺の実態の分析からは、自殺には多くの要因が関連しており、中でも無職者、独居者、生活保護受給者等は自殺のリスクが高いことがわかりました。ハローワーク等での相談、支援体制の強化、精神疾患を有する生活保護受給者への相談支援体制の充実などにより、悩みのある人を早く、的確に、必要な支援につなぐことを目指しています。

一方、有識者の自殺率も上昇しており、職場におけるメンタルヘルス、不調者を把握する方法や、職場での支援体制の強化について検討するほか、産業保健スタッフの養成や、職場環境のモニタリングなど、一人ひとりを大切にする職場づくりを進めていきます。自殺の背景にはうつ病をはじめとするさまざまな精神疾患が関連することが多いといわれていますが、治療を受けていない方々も多くいますので、1人ひとりの身近な生活の場に支援を届ける体制づくりを進めていきます。

また、精神科医療の改革と診療の質の向上も求めてられており、認知行動療法の普及や自殺未遂者に対する医療体制の強化など、質の高い医療提供体制づくりを進めます。この認知行動療法は、公明党の主張により本年4月より保険適用となりました。厚生労働省では、うつ病を極めて重要な健康問題としてとらえ、心の健康を保つために、早期発見、そしてうつ病にかかったときの治療や社会的支援にわたる対策を進めています。うつ病にかかっているにもかかわらず、医療機関を受診していない人が多い状況にあり、本人が不調に気づき、専門医へ適切に受診できることが重要です。内閣府の白書によりますと、うつ病と診断された人の中で、25%しか医療機関を受診していないデータを示し、受診率向上が喫緊の課題であることを指摘しています。

認知行動療法は、うつ病や自殺予防に対する有効性が示されている精神療法で、欧米を中心に広く行われていますが、日本ではまだ十分に普及をしていません。自殺者数のうち、勤務問題を自殺の原因の一つとしている者は、約2,500人に達しています。また、職業、生活等において、強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており、精神障害等による労災支給決定件数も増加傾向にあります。

さて、自殺の現状を述べてまいりましたが、防府市ではこの自殺の大きな原因であるうつ病の有病者数や、その予備軍とも言える引きこもりの実態を、どう認識しているのかお伺いいたします。

次に、高齢者所在確認について、本市での取り組みについてと、高齢者所在不明の事実があるかどうかについて、2点、質問の通告をしております。

一昨日の一般質問において、同じ内容の質問がありましたので、答弁は要点のみお願いをいたします。

大きい2項目めとして、地理情報システム、GIS運用について質問をいたします。

GISとは、さまざまな地理データを、衛星やコンピュータなどを利用して収集・分析・処理し、地図情報とその他の情報を統合的に活用するシステムのことです。本市では、平成21年度の新規事業として、GIS導入が実施されました。もともと平成7年阪神・淡路大震災の反省をきっかけに、政府が取り組みを始めたもので、平成19年5月には地理空間情報活用推進基本法が国会で制定をされました。

そこでお尋ねいたします。本市はGIS導入により、どう改善されたのか、例えば平成21年7月の豪雨災害を想定すると、その対応については今後どのように変わのでしょうか。そして庁内で職員のみが閲覧できる情報と、一般市民がネット上で閲覧できる情報と、どのように区別をされているのでしょうか。また、個人情報保護の取り組みはいかがでしょうか。さらに、地方公共団体の役割としての地図情報の更新が必要ですが、この取り組みはいかがでしょうか。以上、お答えください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは社会保障制度の問題点についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市におけるうつ病有病者数やひきこもりについての御質問でございましたが、最初に、うつ病やひきこもりの方の人数でございますが、本市における人数は把握しておりませんが、全国的な推計では、うつ病は100万人を超える高い水準にあり、またひきこもりは70万人、その予備軍は155万人という報告がされているところでございます。

次に、本市の取り組みでございますが、うつ病につきましては、病気や自殺者の現状を把握し、対策を円滑に推進するため、健康福祉部4課、職員課、市政なんでも相談課、商工振興課、学校教育課、生涯学習課、以上9課の課長を委員とする「防府市うつ病・自殺予防対策庁内連絡会議」を、本年7月26日に設置いたしました。

そして第1回連絡会議を、本年8月24日に開催いたしまして、各課の取り組み状況を確認したところでございます。今後の対策につきましては、実務者会議を設け、検討してまいりたいと考えております。

また、国は本日9月10日からの1週間を自殺予防週間に設定されておりますので、本市におきましても9月16日に、「みんなで守ろう心といのち」と題しまして、専門医師による講演会を、市民の皆様を対象に保健センターで開催する予定にいたしております。

続きまして、ひきこもりに対する取り組みでございますが、県では各健康福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」を開設され、相談に応じておられます。あわせて、家族の方々には、その心労を軽減し、気持ちにゆとりが持てるよう、心理的サポートを行うひきこもり家族教室も開催しておられます。本市におきましても、保健師が関係機関と連携いたしまして、電話や家庭訪問などにより、個別的な相談を行っております。うつ病もひきこもりも、本人や家族だけでは解決が難しい問題でございます。一番大切なことは、専門機関や地域など、さまざまな関係機関が協力し、支えていくことだと考えております。

したがいまして、本市の今後の取り組みでございますが、「防府市うつ病・自殺予防対策庁内連絡会議」をさらに充実するなどいたしまして、うつ病など精神的不安をお持ちの方に対しまして、適切な支援ができますよう努めてまいりたいと存じます。

2点目の高齢者所在確認についてのお尋ねでございますが、東京で明らかになりました高齢者所在不明の事案を受けまして、本市では今年度100歳以上となる方々につきまして、介護保険利用状況や医療保険利用状況の確認及び民生委員児童委員さんに依頼することにより、調査をいたしたところでございます。先般も申し上げましたが、その結果88人の方々につきまして、その生存を確認したところでございます。

本市といたしましては、自治会長さんや民生委員児童委員さんから、高齢者の所在について、疑念のある事案の通報がございましたら、まず高齢障害課において、100歳以上の調査の中で申し上げました方法や、場合によっては訪問するなどいたしまして、調査を行い、その結果、疑念の解けない事案につきましては、担当部署に通知し、担当部署の権限に基づく調査、対処により、適正化に努めることといたしております。

最後に、高齢者の所在不明の事実があるのかのお尋ねでございましたが、100歳未満の高齢者の方々につきましては、100歳以上の方々のような調査は実施いたしておりませんが、今回このような問題が発生したことにより、民生委員児童委員さん等から高齢者の所在不明につきまして、情報提供がございました。このうち、調査の結果、所在不明と判断したケースにつきましては、市民課において現地での調査及び御家族の申し出により住民登録を除去する手続をいたしました。

残余の御質問につきましては、総務部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

防府市では庁内の連絡会議を発足し、第1回を8月24日に開催したいというお話でありました。この8月24日、9課で構成した庁内会議でありますけれども、各課の取り組みを確認されたということでありまして、8月24日実施された庁内会議の具体的

な内容、あるいは次回の開催の予定など、この辺のところをわかればちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 申しわけございませんが、その結果等は、まだ、私のところに来ていると思いますけれども、きょう持ってきておりませんので、きょうは答えすることができませんので、御無礼しました。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 各課の取り組みを確認したと、素早い動きで大変いいんですけども、その後の連携がちょっとお粗末な感じがいたしますけれども、ぜひこの内容を、それぞれの課長が委員となってやっているということでもありますけれども、部長さんもしっかり把握していただいて、全庁的に、やはり素早く、関心を持って進めていただきたいと思っております。

こういった庁内連絡会議を持つということは、非常に前向きなことだと思いますし、しっかりこの中でいろんな問題点を洗い出して、討議していただきたい。市としてもどんなことができるのかということ、会議の中で見出していただきたいというふうに思っております。

9月16日には保健センターで講演会を行うということで、私もそのパンフレットは見させていただきましたけれども、大変いいことだと思うんですが、9月16日に講演会をやるということで、周知方法というのはどういった方法をとられているか、お伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） ホームページで広報しているというふうに私は思っています。市広報に載せておるかどうかというのは確認しておりませんが、恐らく担当としては載せておるのではなかろうかというふうに思っています。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 非常にこういう講演会をするというのはいいことだと思いますし、パンフレットにおいて内容を見させていただきましたけれども、非常に多くの方がこういった講演に参加し、聞いていただければ、例えばうつ病の家族の方が聞かれて、こういった情報をもとにいろんな手助けになるのではないかと思います。まず聞いてもらわないといけませんので、そのための周知ということで、これは今まで相談があった方にはそれぞれ関係部署でお伝えをしておると思っておりますけれども、こういったことがあるということ、これを広く周知することで、参加する方々も非常に多くなると思っておりますので、これはせつ

かくやるんですから、そちらのほうにも力を入れていただきたいということをお願いしておきます。

先ほど壇上でも述べましたけれども、こういったうつ病の対策というのは、有識者の中にも多く、職場での環境、これも考えていかなければいけないということを申しましたけれども、各企業でこれは今進めているところで、そういった情報も聞いておりますけれども、防府市の職員についてのメンタルヘルスについては、どのような対応をなされているのかお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 職員に対するメンタルヘルスの対応はという御質問でございます。現在、産業医や衛生管理者、またメンタルヘルス相談員等々と連携をしながら、職員の健康管理には努めているところでございます。その中で昨年の7月には、「職員心の健康づくり計画」、こういったものをつくりました。こうした中で今までの体制をより具現化する形、あるいは効率化を図るという形の中で取り組んでいくことといたしております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 昨年、「職員の心の健康づくり計画」というものを策定されて、それに沿って進めているという御答弁でありました。今の企業というのは、メンタルヘルスというのは心身的なそういう健康診断になりますけれども、今、企業に対して、国が通常健康診断の中にメンタルヘルスを加えていくという指導というのをし始めたということでございますけれども、防府市の職員のメンタルヘルスについては、通常健康診断、これもやっておられると思いますけれども、これとの組み合わせというのはどのようにされているか、また考えられているか、その辺についてお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 健康診断等の今、関係でございますが、一応職員につきましては健康診断、あるいは人間ドック等々で個人の健康管理に努めていただいているところでございまして、その診断結果に基づきまして、産業医、あるいは先ほど申しました衛生管理士等々の連携の中で、いわゆる個別面談と申しますか、そういう形の中で、気になる方につきましては、いろいろ面談を行って、その人の健康管理に関する指導も行っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 職員のメンタルヘルス、ずっと今まで行われているようですが、感覚でも結構でございますが、効果とか、メンタルヘルスを受診されている人

数というのは、はっきりした人数でなくてもいいのですけども、職員全体のどのくらいの方が、そういうメンタルヘルスの、それを受けていらっしゃるかと、大まかなものでもよろしいですけれども、ちょっとお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） これ多分、21年度の数字になろうかと思えます。産業医によります健康相談で、約40名弱、それと衛生管理者によります健康相談が150名程度、それと平成21年度に職員総合相談員、これは保健師の方でございますが、これを新たに設けました。こうした中で個々の総合相談員によりますメンタルヘルスとか、あるいはパワハラとか、セクハラとか、あらゆる職員の職場における相談事にも対応しているわけでございますが、こちらのほうで約130名、こういった実績があるということ聞いております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 非常に広範囲に多くの方が、そういったことを受けていらっしゃるということで、それはぜひ、きめ細かく続けていただきたいと思えます。

厚労省の職場でのメンタルヘルスの対策検討会議というのがございまして、これが9月7日でございますが、企業の定期健康診断にうつ病のチェック項目を追加したというようなを見まして、健康診断の中に、先ほど言いましたけれども、うつ病のチェック項目を入れて健康診断を行うわけでありまして、この結果については本人の同意がなければ、その企業には伝えないというふうな方法をとっているそうであります。市においてもそういった受診者が不利益をこうむらないというような対策は必要だと思いますので、その点は注意を払いながら進めていただきたいと思いますということを感じております。

国立社会保障・人間問題研究所というのがありまして、これがうつ病に起因する経済的損失というのをはじいてございまして、2009年度で2兆6,782億円というふうに推計をしております。どういった数字かと私も思ひまして、内訳を見てもみたら、この内訳というのは労働者の生産所得、それから、医療費、それから、生活保護費の合計、そういったものだそうです。要するに自殺防止として、うつ病対策は喫緊の課題であるということ述べておりますので、今後、社会がいろいろ複雑、多様化してまいりますので、その辺のところは注意深くいろんな策を講じていかなければならないというふうに思っております。

壇上でも述べましたけれども、うつ病の一つの治療法である認知行動療法について、この御認識について、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 申しわけございませんが、よく存じておりません。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） これは非常に画期的な方法ということで、欧米では早くから注目をされている治療法であります。認知行動療法というのは、人間の気分や行動が認知、認知というのは物の見方や現実の受けとめ方という方法でございますけれども、人間の気分や行動がこれと密接な関係をしていることから、患者の否定的な思考に対して治療者の手助けによって、認知のひずみ、これに気づかせて心のストレスを軽くしていく治療法というふうになっております。ことしの4月から我々公明党の主張により健康保険適用となったことでもあります。しっかりこういったことも医療の中で取り上げていく必要があるのではないかと思います。また、こういったことを知っていくということも必要なことではないかなというふうに思っております。

次の項、高齢者の所在確認についてのことでお伺いをいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたけれども、100歳以上というのは厚労省から求められたことで、100歳以上の調査をなさいということで、各自治体が調査を実施しているわけでございますけれども、先ほど市長からも若干100歳未満の方についてもそういった申し出により、必要があれば訪問を行って、中には市民課のほうで職員により住所登録を除去したというようなお話も御答弁の中にありました。100歳未満について、今から先、調査についてはどういった進め方をしていくのか、高齢者ですから65歳以上、また80歳以上であるとか、あるわけですが、こういった方々についての、特に独居の高齢者の掌握ということがございますけれども、これは今後、どのように確認をしていくのか、進めていくのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 65歳以上、75歳以上、いろんな考え方がございますが、現段階では何歳以上を、今やりました100歳以上と同じように調査をしていこうということは考えておりません。どうやっていくかといいますと、先ほども市長のほうの答弁でありましたように、民生委員児童委員さん、あるいは自治会長さんにこういう事実があったらすぐお知らせしていただきたいと、地域の方が一番よく知っておられるということを前提といたしまして、そのようなお願いをしていこうと、この12月でまた新しい民生委員さんにかわられますので、そういう皆さんと会う場所もございますので、改めてまたお願いすると。ある程度知っておられる方につきましては、知っておられるというか、こういう事案があったなということについては、たしか4人か5人かの民生委員さんのほ

うからお話がありまして、先ほど言いましたように全部調査いたしました。それで不明な点につきましては市民課のほうに持っていったわけですが、今後もそのような格好でお願いしていこうと。それでいずれ国のほうから何らかの指針といたしますか、出ましたらば、それに沿ってやっていきますけれども、現在のところは民生委員さん、児童委員さん、あるいは地域包括支援センターのほうの情報を十分把握して行って調査したいと。それで独居老人の方につきましては、実態調査というのを毎年やっておりますので、これはほとんどの方を民生委員さんが会われて、独居の調査ですから、把握はできておると思います。

だから、若い方、65歳に近い方、あるいは70歳の方はちょっと不明の方といたしますか、今問題になっているのは、何年も何年も不明であるという方でございますので、そういう方はこの辺ではあんまりおられないのではないかと考えてます。

ただ、調査につきましては、今申し上げましたように全件調査ということは今考えていないと。いわゆる情報をいただいて、それを調査していくというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） ありがとうございます。

調査の方法はいろいろあると思います。全件くまなくというのは、それは仕事量も多くなりますので、大変になるのではないかと考えています。

三重県の鈴鹿市では、人口は19万4,000人の市でありますけれども、100歳未満の所在調査を始めております。また、愛知県の津島市、これは人口は6万5,900人のところでございますが、自治体の責任として、後期高齢者の対象となる75歳以上の確認を始めたところも上がっております。そういったところも、今、部長が言われましたように、民生委員児童委員さんたちの情報をもとに、そういった調査を続けていくというのも重要になってくるのではないかなというふうに思っております。

民生委員の活動の内容と、これは一般市民に民生委員児童委員の活動内容というのは理解されているか、知られているかということについてなんですけれども、これはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 民生委員児童委員さんの歴史は長うございますので、そういうことはすべて市民の方は御存じというふうに私は考えております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 理解されているようであれば問題ないんですけども、市内のすべての自治会に民生委員というのは配置をされておるのでしょうか、欠員というのはどうでしょうか、実際、今、欠員があるのか。多少あっちの自治会、こっちの自治会に足り

ないところがあるのかどうか、それとも防府市では民生委員は十分に配置されているのかどうか、それについて教えてください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 各自治会に1名はおられると。それで、今もやっておりますが、自治会からの推薦をいただいて、決定していくというのが今の状況でございます。それが12月1日で、再任もありますけども、12月1日で新しい方がなられるということで、すべての自治会にはおられるというふうに私は思っています。（後刻訂正あり）

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 欠員がないということで安心をいたしました。

全国的には民生委員になり手がいないということで、非常に苦勞しているところもあるようでございます。御年配になりまして、活動量が大変であるということから、いろんな民生委員、児童委員の待遇についても考えていかなければならないという協議をしているところも増えてきていると思います。

また、なかなか若い人には活動の内容が理解されなくて、何でうちに来たのかと、「お宅、子どもさんが生まれたそうですね」「何でそんなことを知っているの」というような、若いお母さんのこともあるそうです。要するに自治体が民生委員児童委員さんにその情報を与えて、訪問してくださいと言ってるわけなんですけども、そういう情報公開というのがなかなか都会のほうになりますと、自治体としてもそういう情報を流したくないというような自治体もあるように聞いております。防府市ではそういったことがないように、民生委員児童委員の機能が十分に果たされることを期待しております。

埼玉県狭山市では、民生委員の活動内容を知ってもらおうということで、その必要があると判断されたわけでございますけれども、活動を紹介するDVDというのを制作されて、自治会の会合とか、あるいは地元ケーブルテレビで放送したり、市役所のロビーで放映したりされております。こういったことを通じて、民生委員児童委員さんの活動がしやすくなるのではないかとというふうな配慮を行ってるそうでございます。

地域住民の把握、これは民生委員児童委員に期待されているわけでありまして。しかしながら、高齢者への面会を求めても家族に拒否をされたり、オートロックマンションで家族への接触さえ困難な場合があるわけでありまして。民生委員児童委員は長期的には人材確保が難しくなっていますが、地域が希薄化する中で民生委員の役割は重要なので、民生委員を支援する仕組みというのが必要になるのではないかとというふうに考えております。

執行部では、この点に留意し、高齢者の所在確認ということは心に置いて推進していた

だきたいということを要望しておきます。

この項については以上です。

○議長（行重 延昭君） 次は、GISシステムの運用について。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 次に、GISシステムの運用についてお答えいたします。

まず最初に、21年度のGISシステム委託事業によって、庁内システムはどう改善されたのかという点でございますが、市では平成11年度から13年度にかけて、都市計画区域内の地形図を電子化し、平成16年度には都市計画情報管理システムの基本ソフトを統合型GISと位置づけ、全庁で利用できる体制を導入し、年次的に拡充してまいりました。平成17年度には地番図、航空写真等を、平成18年度には自治会区域、学校区等について、庁内の25課の限定した端末で利用してまいりました。その後、平成20年度に市内全域の基盤地図を作成し、平成21年度にはGISシステム委託事業によりまして、庁内電子地図情報閲覧システムを導入し、全職員の端末から地図情報を閲覧することができるようにいたしました。そうした中で、これまで事務処理の高度化、円滑化を進めてきたところでございます。

現在、庁内で利用できる情報といたしましては、地形図、地番図、航空写真、都市計画決定情報、自治会区域、学校区、道路網図、土質調査箇所、避難所、土石流警戒区域、急傾斜地崩壊警戒区域、地すべり警戒区域、柳川馬刀川浸水想定区域、要援護者施設、被災時関連情報でございます。

次に、平成21年7月の豪雨災害を想定すると、情報確認や対応について、今後どのように変わるのかという御質問でございますが、本年7月13日の大雨の際には、このGISを活用いたしまして、避難指示、避難勧告を示す区域、道路の通行どめ箇所及び被災に関する通報箇所の地図情報について、庁内で情報共有を行い、災害対策に活用したところでございます。

今後は、災害発生時に住民記録情報と連携することにより、避難勧告エリア内における対象世帯数や人口の把握を迅速に行い、避難場所の確保や避難場所への安全な誘導路の確保などに活用できるものと考えております。

また、過去の災害情報を地図情報に整理、登録することによって、浸水被害、風害等の起こりやすい地区の傾向などを全職員が情報共有することなど、災害対策に有効活用することができるものと考えております。

続きまして、本システム導入により、庁内で職員のみ閲覧できる情報と一般市民が閲覧できる情報はどのように区別されているのかという御質問にお答えいたします。

職員が閲覧できる情報につきましては、先ほど申し上げました地形図や地番図、航空写

真、都市計画決定情報、自治会区域、学校区、道路網図などの情報がございます。これらの情報には地点、または区域を表示する情報のほかに、これらに関連づけられた情報を多く含んでおり、単体の情報において個人情報を含むものと、他の情報と重ね合わせ照合することにより、特定個人を識別できる情報がございます。このため職員のみが閲覧できる情報を、そのまま市民の皆様には公開することは難しいと考えております。

現在、市民の皆様が閲覧できる情報といたしましては、個人情報保護に配慮いたしました公共施設などの位置情報を、市内のGISシステムとは切り離して、国が無償で提供しておりますシステム、これを利用いたしまして公開をしているところでございます。

次に、個人情報保護の取り組みについてでございますが、個人情報保護の取り組みにつきましては、国におきまして、地理空間情報の活用における個人情報の取り扱いに関するガイドラインが、先日の9月6日に公表されたところでございます。これは行政機関等において保有する地理空間情報の活用推進と個人の権利利益保護の両立を図る観点から、地理空間情報に係る個人情報の該当性や個人情報を含む地理空間情報の提供・流通を行う際の個人情報保護法制に基づく適正な取り扱いを行うための指針を示すことにより、情報を提供する側も利用する側も安心して地理空間情報の利用・提供ができるようにすることを目的としているものでございます。

市といたしましては、この国のガイドラインに準拠した個人情報の取り扱いに留意しながら、地理空間情報を利用していきたくと考えております。

最後に、地図情報の更新についての取り組みについてでございますが、災害時におけるGISの活用を想定いたしますと、地図情報につきましては、常に最新の情報が必要でございますので、できる限り最新の情報への更新を進めてまいります。

また、各課が保有する情報をデータ化し、重ねることで新たな情報源となり得ることもございますので、今後の地理情報の活用について、引き続き研究をしてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 詳しい説明をありがとうございます。

GISを利用いたしまして、今回の7月の災害にも利用したというお話がありました。それに先立って、6月2日には防府市では図上訓練が行われておりまして、情報整理係というのがそのときにありまして、地図・GIS係というのも設置されておったようでございます。

先ほど、一般市民に対する情報といたしましては、市内の公共施設の位置図などを見れる

ようにしているというようなことがありますけれども、例えばこういった災害時、GIS係によりまして、被害区分あるいは道路の状況等を把握されると思うんですけれども、こういった状況、そして図上訓練の内容を見させていただきますと、山口県の雨量計とか、停電状況とか、こういうPC情報を拾い上げて、職員で共有するというようなことも示してありましたけれども、こういった災害時に、こういう収集した情報、市民に知ってもらべき情報、これを収集した後にホームページに公開すると、アップロードするということは考えていらっしゃるでしょうか、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 災害時にホームページ等で情報をお知らせするという方法でございますけれども、実は今、こういった情報につきまして、ホームページ上で出せるように研究はいたしております。そうした中で、例えば避難勧告地域とか、そういったことには問題ないと思うんですけれども、先ほど説明いたしましたように、今、市がっておりますGISシステムと切り離れた形で、今、国の公表できる地図というのがあるんです。これは防府市のほうがその基盤図をつくったときに、国のほうへ提供いたしましたして、それを国のほうで自由に使ってくださいという形で、またいただいたものなんですけれども、そういったものに載せかえる必要があるわけなんです。そういったことにタイムラグ等々もございますので、できればパソコンから直接必要な情報をホームページ等に出していけないかなというところを今、検討しているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） まさに今、部長が言われた内容を研究されてるということですが、これをぜひ実現していただきたいと思うところです。被害箇所とか、道路の通行状況、避難所の状況、こういったものを随時ライブで情報提供できると、公開できるということであれば、市民がそれぞれネットで確認できると、NHKのニュースより早く確認できるというのがベストではないかなというふうに感じております。

それから、先ほどGISの内容について、職員がいろいろ確認できる情報と一般に公開してる情報というのは区別をされてるわけでございますけれども、例えば道路課の情報、都市計画課の情報である市道、県道、私道の区別とか、計画道路の情報、これらは反映されているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、市道図とか、そういったことについての御質問だろうと思います。今後、整備するシステムとして今計画を持っております。道路情報システム、あるいは住所、河川等々の情報につきまして、今後、随時システム化していくところでござ

ございます。また、今後市民の方に、例えば、今から加えていくとすれば、例えば公園、それとか避難場所も早急に入れたいと思っております。それとか文化財とか、現在工事中の箇所とか、そういったことが公開できる情報になってくるのかなという考えは持っております。それとか、これは了解をいただく必要がございますけれども、例えば医療関係とか、福祉関係、こういったことで載せてもいいよという御了解をいただければ出していけるのかなというふうに考えております。

それと先ほど、戻って申しわけございません、パソコンからホームページと申しましたけれども、今ケーブルテレビさんのほうとの中で、そういったデータ放送といいますか、そういった仕組みも今、研究しておりますので、そういった中でもお示しできると思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 災害を体験した防府市であればこそ、こういった取り組みは非常に力を入れていく必要があるのではないかと思います。今の道路図の情報についても今後整備していくというお話がございました。

我々道路の改修とか、整備を陳情されたときに、まず防府市道かどうかというのを確認に来るわけでございますけれども、こういった情報が素早く確認できれば、非常に素早い行動ができ、市民サービスにもつながるのではないかと思います。

また、電線の埋設位置図とか、水道管、下水道管の埋設位置図と、こういった情報もあるわけでございますけれども、一般市民にはそう必要なくても、例えば民間工事業者の利便性が図れるといったこともあります。ひいては市民の利益にもつながるといこともあるのではないかと思いますので、そういったところ、先ほど言われました個人情報の保護、これは守っていかなければならないと思っておりますので、そういったことを考慮しながら充実した仕組みをつくっていただきたいなと思っておりますのでございます。

今から進めていく各課のデータ、これが統合されていくというのが理想でございますが、お金のかかることだと思いますけれども、今から整備していこうと、未整備のデータ整備に関する今後の予算措置というのは、どういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 整備する予算につきましては、今、庁内にIT推進本部会議というのを持っておりますので、その中で計画を立てながら予算要望していくこととしておりますので、今、来年度の計画がどんなかといったことは、今ちょっと手元には資料はございません。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 今ITの専門の部門があるというようなお話でございましたけども、この内容が充実していけば、GISの専門部署というのも考えていく必要があるのかなというふうに思っております。それは今後の課題でございます。

GISの充実ため、データ整備を推進していくということは大事なことだと思いますので、それはしっかり力を入れて推進していただき、そしてそれが市民サービスにつながるよう強く要望しておきます。

以上で、質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、17番、山根議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、8番、重川議員。

〔8番 重川 恭年君 登壇〕

○8番（重川 恭年君） おはようございます。民意クラブの重川恭年でございます。

今回の質問は、防府市地区担当職員制度について行いたいと存じます。それは、この防府市における地区担当職員の充実、そして強化を求めるという観点からのものでございます。

昨今の行政組織は、一昔前に比べ格段に複雑多岐となっており、市民の行政に対する需要、つまり行政需要もすばらしく増えてきているのが実情ではないかと思っております。現に、先日晒された防府まちづくりプラン2020基本構想案パブリックコメント用においても、市制施行が1936年、昭和11年で、現在の市域となったのが1955年、昭和30年であります。時の人口9万6,480人、世帯数2万926世帯が、現在では人口約2万3,000人の増、世帯数においては実に3万2,000世帯増の5万3,000世帯となっており、大道、小野地域が合併し、現市域となった55年前と比較して、世帯数においては倍以上、つまり2.5倍になっておるわけでございます。

この数字に示されるように、私が市役所に入所した昭和34年であります。その当時は庁舎も現在の1号館のみでありました。これで行政需要は賄われてきておったわけであり。しかしながら、その後、行政需要の拡大に伴い、2号館、3号館、4号館と増築され、私たちが現在いるこの議会棟も、そして水道局舎も、さらに消防庁舎も外に出ておりますし、庁内機構も行政制度も、これまた毎年のごとく改正、増大し、新しい部署が設置されてきて、今に至っているわけでございます。

行政組織で言えば、昭和35年に国民皆保険制度のもとに国民健康保険制度、続いて国民年金制度、そして介護保険制度、そのほかじんかい処理とか、地籍調査とか、住居表示、

国際交流もそういう行政需要の中に入ると思いますが、各種法律が改正されるごとに、新たな行政需要が生まれてきておるわけでございます。

上水道の延長、下水道管の整備・延長、道路の整備・延長、また都市計画法等の改正等々、数え上げれば切りがございません。最近では後期高齢者医療制度とか、子ども手当支給手続とかであります。社会状況の変化やライフスタイルの変化に伴う、要は行政に対する住民の需要、そして要望等の増大と細分化などあります。

このように、以上述べてきたようなことを念頭において質問をいたすわけでありまして。

つまり、冒頭で言いました地区担当職員制度の充実強化を図ることにより、より多くの市民に対し、より充実した市民サービスの提供と、昨今言われております協働の精神が促進されるものではないかと思っているからでございます。

防府市では、現在、防府市地区担当職員を置いて、これらの市民サービスに努められておるのではないかと存じております。そこで、この制度適用の役割の項を読みますと、市内15地域の自治会連合会を基本とし、市とのパイプ役となって、地域で生じた課題の解決に関する相談や地域づくりについて助言と協力をを行うとなっております。具体的な職務として、地域の課題や地域づくりについて、地域の代表者と市担当部局と連携し、解決する補助的機能を果たすこと。あるいは行政情報の提供及び文書等の送達、さらには、地域行事への参加、協力及び地区懇談会への参加等々となっております。

しかしながら、私が見聞するに平成19年4月に始められ、開始以来3年半しかありませんけれども、現在、取り入れられているこの制度は、機能不全に陥っているのではないかと存じますが、執行部の御所見をお伺いしたいと存じます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 市の今日までの歩みにつきまして、御懇切なる御説明をいただき、心から感謝申し上げますとともに、市で働く者への温かい心遣いに御礼申し上げ、御質問にお答えいたします。

私は、市民が主役の市政を実現するための手法として、多様化する地域の課題やニーズを的確に把握することが行政サービスや施策の改善につながると考えまして、移動市長室、車座トークとも申しておりますが、移動市長室や地域自治会連合会が実施しておられます地区懇談会に参加いたしまして、地域の皆様の御意見や御要望をお伺いし、お答えをいたしてまいってきているところでございます。

御質問の地区担当職員につきましては、地域と市と各部署とのパイプ役を務めることや、

地域の諸行事へ参加し、その地域の実情を市の職員がよく認識することの必要性など、痛感をいたしまして、平成19年度から地域連合自治会を組織する15地域に管理職を、とりあえず各地域2名ずつ、計30名を任命しているところでございます。

具体的な活動といたしましては、自治会連合会総会等の各種会議をはじめ、地区懇談会や車座トークに出席し、地域のニーズや課題の把握に努めるとともに、地域からの陳情、御要望の対応、また体育祭、あるいは一斉清掃等、地域の諸行事にも参加させていただくなど、行っているところでございます。

また、地区担当職員の設置や役割につきまして、防府市自治会連合会の理事会で説明を行うなど、制度の周知にも努めてきておるところでございます。

こうした動きの中で、各地域の事情もございしますが、地区担当職員の活動は、徐々ではありますが、年々活発になってきていると考えているところであります。しかしながら、地域によりましては、議員御指摘のように不十分な面が生じていることもあるなど、そんなふうにも思っているところでございます。

これには種々原因があるわけでございます。例えば陳情、要望等は地域自治会連合会長さんが、担当部署に直接連絡をされたり、市政なんでも相談課を通す等、地区担当職員に相談するよりも効率的だとお考えになっておられる面もあろうかと思えます。また、地域と職員とのコミュニケーションが十分にとれてないことや、地区担当職員の積極性にも問題もあるのではないかと考えております。

いずれにしましても、制度を立ち上げて3年余りが経過いたしました。いま一度よく精査するよということとは、このたびの改選後直ちに命じてもおりますし、また過去には地区担当職員を全員集めて、それぞれの感想を私が直接聞いたりもいたしているところでございますが、今後も課題を整理しまして、よりよい制度になっていくように努めていくことが極めて大切なことであろうと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それでは、今、説明いただきました、ありがとうございます。

それで質問でございますが、始まって2年半になるわけでございますが、これの実績と申しますか、年度ごと、ことし22年は半年しかないんですが、ごとの、どういう要望がどの程度、こういう相談員を通じてあったのか、御承知賜っていらっしゃればお知らせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 3年半における年度ごとの活動の実績ということでございます。先ほど市長の答弁で申しましたように、この地区担当職員は地域に出向きまして、地域全体を、自治会連合会の総会とか、あるいは社会福祉協議会等々の出席、また地域全体を対象とした行事、例えば体育祭とか、一斉清掃とか、文化祭とか、地区のお祭り等々に参加、協力をしているところでございます。また、地区懇談会や車座トークに市長とともに出席をして、要望、陳情等も各地域の実情についてお聞きしているところでございます。

その中で、今、具体的な要望、陳情の件数というものについてのトータルは出しておりません。私も地区担当職員をやった経験、ございます。そういった中で、例えば水路の改修要望、また道路の陳情、こういったことを具体的に単位自治会長さんからお受けして、担当部署のほうへ御説明に行ったり、あるいは担当部署のほうからのまた回答をお願いしたりといったようなこともしております、各地区担当職員それぞれが行っております、そういった集計は今のところしておりませんが、毎年2月には地区担当職員を全部集めまして、その会議を行っております。そういった中で今、地域の中でこういった活動をしたかという報告とあわせ、他地区との状況も報告していただく中で、また、よりよい地区担当職員が、よりよい地区担当としての仕事ができるようにということで、努めているところでございます。

その中で、今活動状況ということでございますと、19年度で言いますと、自治会長会議等々に出た地域が13地域でございます。それから、地区懇談会、車座トークは、先ほど言いましたように全地域に出ております、15地域。それから、体育祭とか、一斉清掃といった地域全体を対象とした行事、これ、19年度は9地域に参加しております。それから、20年度につきましては、また同じく自治会長会議には12地域、それから、地区懇談会、車座トークは同じく15地域、そして体育祭、一斉清掃等の地区全体にかかる行事につきましては14地域、それから、21年度につきましては、自治会長会議が12地域、地区懇談会、車座トークは、これは14地域ということで、1地域、よう行ってない状況がございます。それと体育祭とか、一斉清掃といった、そういった地区全体の行事につきましては12地域、こういった活動実績の報告を受けております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今、総務部長のほうから、地域の集まりに出席したという、その回数だけは報告をいただいたわけでございますが、私が壇上で質問したのは、そういう出席状況じゃなくて、地区の担当職員制度を設置されて、もちろん会議に出席するという

ことも重要な要素でございますけれども、地域の要望、あるいは地域のニーズ、こういうものをどういうふうに取り上げられて、市のほうへ届けて、それが解決できたかと、こういうようなお尋ねをしたわけでございますけれども、こういうものの詳細がわからないということなんで、やはりこの制度がどれだけの、市行政にとって効力を発揮しているのかと、こういうような成果、これを図るためにも、やはりいろんな集計、こういう自治会からはこういう依頼があったとか、解決できなくてもそういうものはとっておくべきじゃないかなというふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほど自分のことで申し上げたわけでございますが、一応、私は、その2月の会議におきまして、自分がこういった相談を受けて、こういった処理をしたという報告書は提出しております。そういったことで、集計できるものは集計しているのではないかと考えております。

それともう一つは、私も一番感じているのは、やはり自治会の皆様と顔見知りになるというところが一番大事だと思っております。そうした中で、中には年末の忘年会とか、そういったことにも参加させていただきながら、もちろん会費を払ってということでございますが、参加させていただきながら、単位自治会長さんとお話をさせていただくとか、そういったことが大変有意義だったなど、行政についての質問もありますし、また地域の実情的なお悩みも聞いたりすることができるということで、大変有意義であったかなと思っております。

そういったところで、今、ちょっと集計については今の時点で、私もちょっともらっておりませんのであれですけど、また、そういった報告書を取りまとめて御報告できたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それでは、この地区担当職員制度でございます。これは何を根拠に運用されているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、こういった制度をもとにということでございます。今、現在では、防府市地区担当職員制度についてという内規的なもので運用しております。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今、内規で運用しているということでございます。私は内規程度じゃなしに、地区担当職員制度、ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、これを設置するという防府市地区担当職員制度設置条例ぐらいを置いて、きちんと位置づけをす

るべきじゃないかと、こういうふうに思うわけです。条例まで無理であれば、規則とか、あるいは要綱とか、そういう、きちんと位置づけをしたもので運用すべきじゃないかというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 議員、御指摘のとおりだと思います。要綱等の設置が、どれがベストかということのを改めて今から検討してまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それで、まず1点目で、現在、地区担当職員に対して委嘱状というようなものが出されているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） これは毎年4月1日に辞令として出しております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今現在、30名ほど置いてらっしゃるということですが、これにかかっている予算があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） これに係る経費はございません。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それで、私は、今お尋ねしたこと、あるいは御回答いただいたことに対しまして、この地区担当職員を各自治会ごとに、防府市の職員さんを配置されて、月に1回程度自治会長と面談すると、5分でも、10分でもいいわけですが、そういうことにされたらいかがかという提案をしたわけですが、これに関しましていかがでございましょう。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 大きな御提案かと思うわけですが、実は私はこの地区担当員制度というものを思いついたきっかけは、市の職員、もっと市民のことをよく知らないじゃないかと、一歩前に入る必要があると、こういうことを就任当初から強く思っていたわけですが、一つの方法として、こういう方法がとれるなということで、今、部長が答弁いたしましたように、管理職で、そして兼務辞令をかけて、そして毎年辞令を交付して仕事をさせているわけで、もちろん、それについて経費を出しているわけではないわけですが、したがって、管理職でということにもなるわけですが、今、御提案の形を、私も必要性を実は痛感いたしております。

というのが、ことしの7月の豪雨の折に、全自治会長さんのお宅へ戸外の拡声マイクがしっかりお聞き届けいただけたか否かということを確認する作業を、全自治会長さんに電話をしなさいということ、私が号令をかけたんですが、その集計にえらい時間がかかりました。自治会長さんがお留守の場合もある、いろんな事情があつて確認がなかなかとれなくて、そのデータについては、今、別の話をしておりますので、申し上げませんが、3時間も4時間も時間がかかりました。こんなことじゃいかなんという思いの中で、今申されたような257の自治会に、1人当たりの担当職員の配置はできないか、しかし自治会によっても1,000世帯からの自治会もあれば、わずか30、40の世帯を見ておられる自治会もあると、そうすると不公平が生じるというようなことで、何かいい方法はないか検討してちょうだいということまでは声を出してるんです。

今言われますように、職員の数もそうすると管理職だけではとても足りないわけで、一般職の職員さんにも兼務辞令をかけるなり何なりして、職務として出していく形をとる以上は、これは組合とも相談をする必要が出てくるわけでありまして、そうなりますときっちり要綱なり、条例なりというものを整備もしていかなくてはならない、いろいろな問題がそこに出てくるわけでございますので、今、緊急時、災害対策本部を設置したその時点で、文書を各自治会長さんにお届けする地区伝達員というのを、134人ほど置いておりますので、この地区伝達員のあり方などなども含めながら、その充実を図っていくという方法もありましょうし、市民サービスの観点から、市の職員たる者、一歩前に出てという心意気だけで解決できる問題だけでもなかろうとも思いますので、いろいろな観点から検討をさせていただきたい。早急に答えを出していきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 市長から、大変前向きな御回答をいただいたんで、先ほど総務部長さんもお答えになりました要綱なり、つくられる、あるいはそういう今、市長がおっしゃったのは地区伝達員ですか、これをもう少し内容を強化するとか、いろんなことを考えてもらいたいと思います。

それで、昨日の一般質問で隣の斉藤議員が、古いことをおっしゃいました。防石鉄道というようなことですね、歴史をひもとかれまして。私もこの質問をするに当たって、現在、壇上でも言いましたように、行政組織が複雑多岐になってきている。そして市民の要望が日に日に細分化されてる、行政組織も細分化されてる。それで私が壇上で昭和34年のことを申しましたけれども、昭和34年、私が市役所に入ったときの職員数は530名だったんです。それから、ここの前に、今、執行部席に座ってらっしゃる方は、御存じである

かないかわかりませんが、部長というのはただ1人だったんです。それは何部長かという、建設部長さんお一人だったんです。あとは全部課長さんでした。課が11課ありました。これは公会堂、今、生涯学習課でしょうか、公会堂事務局がありました。それから、福祉事務所というのがあって、今、そこも大変に多くの課に分かれております。建設部には5つの課があったわけです。外局として選挙管理委員会ほか4会、公平委員会とか、農業委員会とか、教育委員会、こういうようなものがある、職員は530人、ちなみにそのときの市議会議員の数は36名でございます。これは余分ですけども、そういうことで、現在は物すごく行政需要が多くなっておりまして、市民からの問い合わせも非常に、私自身も受けてるんですけども、私自身わからないことがあるんです。地区担当職員さん、私がどうして1自治会に1名、先ほど市長の答弁の中で1,000世帯の自治会もある、30世帯の自治会もある、それは別として、1,000世帯の自治会であれば、3名、4名おけばいいと思うんですけども、そしたら市の職員の研修にもなると思うんです。

というのは、例えば34年の話を上げる申し上げ、申しわけありませんが、技術職員はそのとき49名、50名だったんです。事務吏員が300名だったんです。そのほか雇用員という方が182名、それで530名になってるんですけども、物すごく複雑化している、私もわからない。職員、例えば技術職員が自治会長さんのところへ行く、そしたら保険年金の制度はどうなってるのかとか、今の生活保護はどうなってるのか、先ほど山根議員のお尋ねがあった、そういう高齢者のこともわかってくるでしょう。いろんな情報が入ってくるんです。

それが職員の、例えば固定された課でなしに、よその課の情報が入ってくる。それを私は月に1回、自治会長さんと面談して、5分でも10分でも、それで自治会情報カードというのを持っておいて、それに記入する、自治会長さんとの面談。それが個別にカードを記入するのか、一括するのか別にして、それを所管課へ伝達する。そうすると行政需要というか、道路に関するものはどのくらい年間、1,000件なら1,000件、陳情があったよと、あるいは年金に対する相談が10件あったりとか、いろんな情報がそこで集約されるんじゃないかというふうに思っているわけです。

これが市民サービスの充実、あるいは行政と市民との今の流行語かも知れませんが、きずな強化ができるんじゃないかと、こういうふうに私は思っておるわけですが、そういうことを、今、市長から前向きな答弁をいただいたんで、それを実行される中で、そういうことも踏まえて実施されたらいいかなというふうに思って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、8番、重川議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、11番、青木議員。

〔11番 青木 明夫君 登壇〕

○11番（青木 明夫君） 民主・連合の会、青木でございます。

ドイツの社会学者ウェーバーの講演録に、政治家にとって何よりも重要な資質は3つあると言われております。情熱、責任感、判断力とあります。このことを私自身確認しながら、本日の通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、フードデザート、これを日本語に訳しますと食の砂漠問題、いわゆる買い物弱者についてお伺いをいたします。

高齢者を中心に、食料品などの日常の買い物が困難な買い物弱者が、全国で約600万人に上るとの推計を経済産業省が発表しております。フードデザートとは、都市構造の変化の中で生じた生鮮食料品店空白地帯の発生及び社会的弱者の集住という2つの要素が重なったときに発生する社会問題だと定義づけております。

都市の構造は、時代とともに絶えず変化します。都市構造が変わるとき、必ずひずみが生じます。モータリゼーションの進展による地方都市中心部の空洞化や、老朽化、高齢化する住宅団地なども、こうしたひずみの一つでございます。ひずみに落ち込み、苦しむのは、いつの時代も社会的弱者と呼ばれる人たちでございます。

イギリスでは買い物弱者の貧しい食糧事情が、がんなどの疾患発生率増加の主要因であると指摘する研究報告が多数見られます。アメリカではフードデザートエリアに、ジャンクフード店が入り込み、肥満問題が発生しております。このような海外事例も多数紹介されているわけでございます。

日本でも地方都市や郊外の住宅団地、中山間集落に住む高齢の方々を中心に、フードデザート問題が深刻化しております。地域によって、社会、文化的な背景や都市構造等は大きく異なります。必然的にフードデザート問題の性質も多様化いたしますが、多くの地方自治体では、いまだにフードデザートを社会問題として認知していないのが現状でございます。

まず最初に、フードデザートマップ、買い物弱者マップの作成についてお伺いをいたします。このマップ作成の目的は、社会格差の拡大及び中心市街地における生鮮食料品店の閉鎖が顕在化しており、自家用車を所有できない低所得者層、高齢者の方々を中心に、生鮮食品店への近接性が著しく悪化してきております。フードデザートエリアを特定し、問題や実情を明らかにする必要もあると思います。防府市でもスーパーの空き店舗が増えて

いるのが現状でございます。

生鮮食料品を扱う店舗を中心に、半径1キロメートルで円を描き、空白エリアがあればフードデザート可能性があります。また、空白エリア内に居住する高齢者を対象として、生鮮食料品の購入及び消費に関するアンケート及び聞き取り調査を行うことも可能だと思います。

私の近所でもスーパーが最近閉鎖されました。私の地区は高齢化がかなり進んでおりますが、何人もの御高齢の方々より、このスーパーを再開できないかとの話も届いてきております。このスーパーの閉店により、一番近くのスーパーへ行くには、幹線道路を横断する必要もあるわけでございます。フードデザートエリアに居住する高齢者世帯は深刻な食糧事情悪化問題に直面しており、実情に即した行政施策が必要だと思いますが、フードデザートマップの作成について、本市のお考えをお聞きいたします。

2点目といたしまして、空き店舗を利用したコミュニティセンターの設置についてお伺いをいたします。

平成19年度行政改革委員会からの答申で、諮問項目1、地域コミュニティの構築と支援のあり方についての答申をちょっと読み上げさせていただきます。

「答申1、今後の地域コミュニティの活動の推移について、これまでの地域団体を包括し、地域を代表する新たな地域コミュニティ組織を構築すること。なお、組織の構築に当たっては、地域団体や住民と十分協議を行うこと。」

2、地域コミュニティ活動の支援について、各地域で活動する各種団体に対する市の助成制度を見直し、地域の主体性を尊重した支援策を講じること。また、地域コミュニティ活動に迅速に対応できるよう、市の体制を整備すること。

3、地域コミュニティ活動の拠点について、地域コミュニティ組織の設置は、現在の15地域を対象とすることが望ましく、拠点活動として各公民館を活用すること。このため、公民館の環境整備に努めること。」

このような行政改革委員会からの答申が出ております。

その理由も3点、明記されているわけでございますが、先ほども申し上げましたが、最近まちなかのスーパーの撤退が見受けられます。過疎化や地域の高齢化に伴い、スーパーの店舗面積が売り上げとバランスしなくなったことが1つの要因でもあると聞いております。店舗面積を縮小すれば継続可能な店舗もあると聞いております。店舗の空きスペースを借りて、コミュニティセンターとして活用の可能性はあるのかを、お伺いをいたします。

3点目といたしまして、高齢者の買い物代行への補助についてお伺いをいたします。

本来、当たり前である買い物が店舗の閉鎖、公共交通の不便さ等により、高齢者や生活

弱者の方々が一般的な生活を送ることが難しくなっています。物があふれているはずの日本に、今、日常の買い物に不自由する60歳以上の人たち600万人、いわゆる買い物難民と呼ばれる方々でございます。

全国商店街振興組合連合会によりますと、連合会加盟商店街の店舗数は、ピーク時から約4万2,000店減り、11万1,000店に落ち込んでいると報告をされております。大型店新規出店計画件数も2008年度は最大の減少率になっているという報告もなされております。大型店進出で、商店がまず閉店に追い込まれ、大型店も不況の影響で、不採算店の閉鎖を余儀なくなされているのが現状でございます。気がつけば地域で買い物ができなくなるという悪循環でございます。

社会構造の変化で、小売店の閉鎖が今後も続くことは否定できません。買い物という経済交流を考えれば、本来は商業ベースで解決すべき問題かも知れません。しかし、過疎地や高齢化の多い地域では店舗経営が困難なことも事実でございます。住民や行政の積極的なかわりも不可欠だと思います。言いかえれば、地域力が試されているとも言えます。

それぞれの自治体で、先進事例等がいろいろ紹介されておりますが、防府市もまさに直面していく課題だと考えます。高齢者、生活弱者の買い物代行への補助的な考えがあるのか、お伺いをいたします。

大きな2点目といたしまして、事業仕分けについてお伺いいたします。

国もこの10月に事業仕分け第3弾を準備中でございます。行政府のチェックを立法府が初めて果たしている。立法府のあるべき姿を示している、そんな思いを強く感じております。この事業仕分けの手法によって、政治に親近感を持った国民はとて多いと思いません。

事業仕分けとは、国や市が実施している公共サービスについて、事業を一つ一つ検証し、そもそも事業が必要であるのか、必要であれば市が実施主体であるべきなのか、国がやるべきなのか、実施の一部、または全部を民間へゆだねることはできないか等を検討するものでございます。自治体にとって張りつめた財政運営は最大の課題でございます。長期的に見ても国が国家の仕事としてやるべきサービスは何か、国依存ではない真の地域再生に向け、自治体がやるべきサービスは一体何かを真剣に考える時期に来ていると考えます。

宇部市でも8月29日、日曜日に、「市民と考える市役所ダイエット作戦」、業務改善提案発表大会が行われました。内容は、「広報うべの発行回数を減らします」を含めて、10の事業の検証が多くの市民の前で行われたようでございます。市役所ダイエット作戦と呼ばれていますが、まさに事業仕分けそのものでございます。ただ、残念なのは、この

宇部市のダイエット作戦、今から質問いたします周南市、柳井市の事業仕分け、この3市とも市長提案で開催されたこととございます。

この事業仕分けは、立法府である議会が当然行うべき業務と考えます。市長は、将来の経費削減のため議員定数半減を声高に発言していますが、事業に対する補助金にしても、前例踏襲主義的なものもたくさんあるように感じます。将来の経費削減は議員定数半減だけでなく、事業仕分けを市民の参加、傍聴者を加えて、市民の前でオープンにしてやる必要があると考えます。

事業仕分けの目的は、行政の事業を抽象論でなく、現場の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など、行財政全体の改革に結びつけていくこととあります。

まず1点目といたしまして、柳井市、周南市の事業仕分けについてお伺いいたします。

柳井市は8月8日、日曜日、周南市8月1日、日曜日に事業仕分けが実施されました。まず、柳井市の事業仕分けですが、当日230名の傍聴者があったと発表されております。柳井市では市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、市民の目線で事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、外部の客観的な視点から見直しの方向性について議論する事業仕分けを実施し、その結果を今後の事務事業の改革や改善に役立てる。

また、実施方法は、自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「構想日本」協力のもと実施されました。実施体制は、コーディネーター1名、構想日本が選出した者、仕分け人6名で構成、仕分け人6名の内訳は、外部評価者4名、構想日本が選出した者、市民評価者2名、柳井市行政改革推進委員会委員、なお、市民評価者の2名は、委員10名が2名ずつ2事業ごとに参加、対象10事業13件を事業仕分けしたとのこととございます。

その結果、ファミリーサポートセンター690万9,000円など、3件を不要と判定、1件を民営化、7件を要改善、2件を現行どおり、民営化とされたのは、市営駐車場、黒字が出ているまちなか駐車場と駅南駐車場3,642万4,000円、不要とされたのは統合後の学校施設維持管理、老朽化した施設384万1,000円、資源ごみ回収奨励金、業者を対象にしたもの675万1,000円、資源ごみ回収量に応じた奨励金のうち、業者支給は国の役割として不要、このような結果発表がありました。

周南市では、実践バリューアップ周南、周南市版事業仕分けというタイトルで事業仕分けが行われました。第2弾は10月に予定されているそうでございます。今回、周南市は10事業19件の仕分け、結果は不要9件、民間1件、要改善12件、1億7,400万円の無駄が指摘されております。

そこでお伺いいたします。柳井市、周南市での仕分け結果で、民間と指摘された交通災害共済の事業費、また不要、要改善と指摘された市広報等文書配付事業費、市営住宅、ごみ収集運搬事業費、市営駐車場事業費、バス路線維持対策事業費、国民健康保険人間ドック利用料補助金、これらの事業に要する本市での金額をお聞きいたします。あわせて、周南市、柳井市の事業仕分けをどのように評価されるか、お伺いをいたします。

2点目といたしまして、事業仕分けについて本市の考えをお伺いをいたします。

2002年から始めた行政の事業仕分け、最近では歳出削減の切り札のように言われることが多くありますが、当初は行政改革を目的としてスタートいたしました。行革が進まない要因は、前例踏襲主義の行政、あれもこれも政治家の姿勢もさることながら、議論が主に役所からのヒアリングに基づいて行われるため、もともと行政職員が立案した事業の趣旨、目的などの説明を聞いている限り、具体的な反論をするのは困難なことが多いからでございます。これに切り込んでいくには、個々の事業ごとに現場の声や実情に基づいて、事業の必要性や本来あるべき姿を再考するしかない。それを具体化したのが事業仕分けだと言われております。

現在では、多くの自治体が事業仕分けに取り組んでいます。このような状況の中で、本市の事業仕分けに対する考えをお聞かせください。

3点目として、事業仕分けの効果についてお伺いをいたします。

構想日本が掲げる効果は、1番目として、住民は事業の具体的な内容、税金の使われ方を知ることができる。2番目は、職員研修に役立つ、事業のそもそもの必要性を考えるきっかけになり、質問に的確に答え、わかりやすく説明する訓練になる。3番目は、行政評価システムの改善に役立つ、外の目を入れることの意義は、評価プロセスを見直す際のヒントになる。4番目は無駄の削減につながる。予算編成の参考になる。地域主権を前に推し進めることになる。

これらのように、事業仕分けにはさまざまな効果があると言われていますが、国民の声として、国の事業仕分けを見て政治を身近に感じた、政治に興味を持ったという声がたくさんあったわけですが、本市におきましても、市長選の投票率、市議選の投票率を見てもわかりますように、政治離れが進行しているわけですが、政治に親近感がない、興味がないのが一番の原因と考えます。政治があるから経済がある、政治があるから教育がある、政治の大切さを市民に再認識してもらう必要もあるかと思えます。

議員定数半減も飲み屋での酒のさかなになっているようなところもありますが、このことで市民が少しでも政治に対して親近感なり、興味を持つきっかけになればと思えますし、事業仕分けを実施することで市政に親しみを持ってもらえる効果も必ずあると思えます。

そのような効果についての考えがあればお聞きをいたします。

4点目といたしまして、本市の裁量余地のある事業数、予算規模についてお伺いいたします。

山口県でも周南市、柳井市、宇部市で実施したように、全国ではかなりの事業仕分けが自治体で行われております。事業内容を確認すると、共通する事業はかなりあります。事業仕分けする以上、裁量余地の可能性が伺われると思いますが、他の自治体の多くが取り上げている次の事業の予算規模をお伺いいたします。

公園等活用事業、自治会活動支援事業、これはきのう木村議員の質問項目にありまして、事業費6,000万円と答弁がありましたが、同じであれば結構でございます。それから、図書館運営事業、敬老会事業、福祉タクシー助成事業、この5事業について、本市の金額をお伺いいたします。

以上で、壇上よりの質問を終わります。執行部におかれましては、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 11番、青木議員の質問の途中でございますが、ここで昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 0時59分 開議

○副議長（松村 学君） 少し早いようでございますが、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所要のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

執行部より、山根議員の質問に対する答弁で訂正したい旨の報告がありましたので、これを許します。健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 午前中の山根議員に対する答弁の中で、各自治会にそれぞれ民生委員児童委員がおられる旨の発言をいたしました。次のように訂正をさせていただきます。

大きな自治会には複数の民生委員さんがおられたり、また1人で複数の自治会を担当されている方もございます。ただし、民生委員児童委員のいない自治会はございません。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） また、暑い方は上着をとられて結構ですので、よろしくお願いたします。

それでは、11番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは事業仕分けについての御質問にお答えいたします。

1点目の柳井市、周南市の事業仕分けにつきましての御質問でございましたが、御存じのとおり、低迷する地域経済、急速な少子・高齢化、市民ニーズの多様化など、さまざまな要因の変動により、必要とされる行政サービスの内容も時代とともに変化してまいります。本市におきましても第3次、第4次と行政改革を継続するとともに、時代の潮流にあわせ、また、将来を展望して、新たな事業を展開しているところでございます。

このような状況下、柳井市、周南市、両市におかれましても、地域の実情に即した最適な行政運営を図るべく、事業仕分けはその目的を達成する一手段として実施されたものと認識しております。

さて、柳井市や周南市の事業仕分けにおいて、対象とされました7事業についての本市の事業費についての御質問でございますが、それぞれの自治体ごとに、組織や予算管理、業務内容などに差異がございます。したがって、事業費としてお示しする金額は、事業内容が類似する事業で、人件費を除いた事業費の平成22年度の当初予算額でございますことを申し添え、以下答弁いたします。

交通災害共済事業は1,654万8,000円でございます。次に、市広報等文書配布事業費でございますが、事業内容は、本市では自治会等事務委託料が類似した事業でございます。その事業額は4,876万8,000円でございます。続きまして、市営住宅維持管理費1億504万2,000円、ごみ収集運搬事業費1億1,264万円、市営駐車場事業費3,617万1,000円、生活バス路線対策事業費3,121万6,000円、この生活バス路線対策事業費につきましては、赤字路線の欠損金の一部を補助する制度で、年度終了までは事業費が不確定でございますので、平成20年度の決算額でございます。最後に、国民健康保険人間ドック利用料補助金は6,156万8,000円でございます。

2点目の事業仕分けについての本市の考えについての御質問でございますが、本市では将来にわたり自立できる足腰の強い自治を継続するため、平成13年度、他市に先駆けて、第3次行政改革に着手いたしましたし、それに続き、平成20年度から第4次行政改革を進め、多大な成果を上げているところでございます。

申し上げるまでもなく、行政改革を推進するに当たりましては、各自治体はそれぞれの実情にあわせ、実施体制を構築し、実施方法を選択しているものでございます。

本市におきましては、事業仕分けは、いわゆる国の行ったような形では実施しておりませんが、これまで進めてまいりました行政改革は、まさに事業仕分けそのものであると考えております。

本市の行政改革は、防府市行政改革推進会議を中心として、全庁一元的に行政改革を推進し、これまで、組織体制の見直しや、事務事業の精査などに努めてまいったところでございます。

さらに、これら行政改革の取組項目のうち、市民生活にかかわりの深い事業につきましては、防府市行政改革委員会にお諮りし、御審議をいただいております。

この防府市行政改革委員会の運営につきましては、学識経験者や公募委員など、すべて行政外部の委員による編成でございまして、また、委員会を公開していることを考えますと、国の事業仕分けと同様の機能を果たしているものと考えております。

現在、少子・高齢化や市民ニーズの変化などにより、行政需要の内容は、常に変化し続けておまして、このような時代の要請に対処することは行政の責務でございますが、私が御提案申し上げております市民100人委員会におきましても、施策の御提案などとともに、いわゆる事業仕分けにつながるような御提案をもいただけるのではないかと考えております。

3点目の事業仕分けの効果についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり政治離れ、あるいは政治への無関心といった状況は、全国的な傾向でございますが、各種選挙における投票率の低下傾向につきましては、私も危惧しているところでございます。

このような状況下で、昨年行われました国の事業仕分けが国民からの大きな反響を得たことは御承知のとおりであり、そういう意味におきましては、国のような形での事業仕分けは効果的なものであると考えます。

私はこれまで「市長への提言箱」の設置、移動市長室「ふれあい車座トーク」「地区懇談会」の開催など、さまざまな方法により市民の皆様の御意見や御要望をお伺いしながら、市民の皆様が市政に参画できる、あるいは関心を持っていただけるよう努めてまいりました。

市民が主役の市政を推進するに当たり、市民の皆様に市政に親しみを持っていただくことは必要不可欠であり、私といたしましては、先に申し上げた市民100人委員会についても、その効果を期待しているところでございます。

最後に、御質問のありました5事業の事業費につきましてお答えをいたします。

なお、事業費としてお示しする金額は、事業内容が類似する事業で、人件費を除いた事業費の平成22年度の当初予算額でございます。

公園等関係費1億2,805万6,000円、これは公園整備事業をはじめ、公園緑地管理経費、向島運動公園管理経費、大平山山頂公園管理経費、児童遊園管理経費などを合計したものでございます。

次に、自治会活動支援事業、先ほど申し上げたものとは違いますが、この自治会活動支援事業につきましては1,936万4,000円、これは257自治会への振興助成を行っているものでございます。

図書館経費1億7,184万円、これは図書館の管理経費、運営経費、電算経費を合算したものでございます。

敬老会助成事業1,988万6,000円、この事業は敬老の日を中心に行われる各地区の敬老会への助成でございます。

福祉タクシー助成事業2,837万円、これは心身障害者が利用されるタクシー料金を助成するものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長、総務部長より答弁いたさせます。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） 詳しい答弁、ありがとうございました。

一つ、事業仕分けについて、本市の考えの中に、今度新しくできる100人委員会なる言葉が入ってまいりましたけれど、かなり、事業仕分けというのは専門知識が要るわけですが、そのような方をもって構成されるという意味でございませうか、お聞きいたします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 事業仕分けと100人委員会との直接の関係で申し上げたわけではありませんが、事業仕分けのような役目も果たす部分が出てくるのではないかと、そのように考えておりますが、どういう方々でもって構成されていくかにつきましても、まさにこれからその審議会をもって、その中で御審議をいただく案件であろうと、このように思っております。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） 事業仕分けとは直接関係ないというふうに理解をさせていただきました。

今トータルで12事業の事業金額を提示いただきましたが、私の会派として、議会へ、事業仕分け研究会、あるいは事業仕分け推進特別委員会なるものを提案してまいりたいと考えております。そのときに、今、御答弁いただきました事業金額等を参考資料として役立たせていただきたいと思いますと思っております。

6月議会で田中敏靖議員の庁内団体事務局のあり方について質問があり、補助金交付団体で庁内25団体の事務局があり、うち11団体について、市職員が事務局員として支援

していると答弁がございました。手元の資料では38の補助金交付団体の名簿があります。そのうち100万円以上の補助金が交付されている団体が14団体ございます。過去3年間の二、三で結構でございますけれども、交付金の推移をお聞かせいただければと思います。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいま御質問のありました14団体の補助金の推移ということでございます。3年間ということで、傾向をお示ししたいと思います。増加傾向にある補助金が3件、そして減少傾向にある補助金が8件、そして据え置きが3件、計14件の内訳となっております。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） 減少しているのは8件、増加しているのが3件とお聞きしておりますけれども、その辺の変動理由がわかりますでしょうか、お聞かせください。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 内容的には、恐らく毎年度、これは補助金の精算といえますか、そういった形で各関係課において調査するわけでございますけれども、そういった中で、例えば会員の方の増減があったりとか、そういったことによるものではないかと、そういうふうに思っております。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） 変わらないのが3件という答弁でございましたけれども、前例踏襲主義的なものを感じるようなものもあるわけでございますけれども、そのあたりはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 前例踏襲主義ということではないんですけれども、必要な補助額ということを毎年度精査しながら決めているものでございます。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） 事業仕分けを実施して、税金の使い道を市民にオープンにして、市民の目を通しての事業、また要、不要を判断いただく、このことにより多くの市民が、いわゆる市政に対して親近感と興味を持ってもらう1つの手段として、ぜひ実行されていくよう、強く要望いたします。

これで、この項の質問は終わります。

○副議長（松村 学君） 次に、フードデザートについて答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） フードデザート、食の砂漠問題についてお答えいたします。

まず、フードデザートマップの作成についてでございますが、買い物という極めて日常的な行為においても、買物の困難、すなわちフードデザートという新しい用語が生まれていることに、社会が急速に変化していることを改めて気づかされる思いがいたします。

実際、かつては地域地域にあった食料品店などが次々と姿を消しておりまして、これによって外出に困難を抱える高齢者の食料入手に不便が生じることは当然考えられるところでございます。しかし、それを実証的にとらえる観点がこれまで行政になかったことも事実でございます。この点で、店舗からの距離という客観的指標によって作成されるフードデザートマップは、見えづらい買い物困難者の把握の一助となるかも知れません。

ただ、買い物困難者の支援のあり方は、交通手段の確保であったり、買い物代行であったり、宅配サービスであったりと、多様な方法が考えられるところでございます。市といたしましては、そのように多様な形態によって構成される食支援の施策体系を構築していく中で、マップ作成の必要性についても、今後、研究してまいりたいと存じます。

続いて、高齢者の買い物代行への補助についての質問にお答えいたします。

先ほどのフードマップ作成の御質問への答弁でも触れましたように、食支援の施策体系の構築が、今後、求められると考えているわけでございますが、現行の支援事業としましては3つございます。1つは軽度生活援助事業でございます。これは65歳以上のひとり暮らし高齢者などについて、虚弱等の理由で、地域包括支援センターが支援プランを作成した方に生活援助を行うものですが、その援助の中に買い物代行が含まれています。この事業は、シルバー人材センターに委託して行っており、規定の時間限度内で、少ない自己負担で利用できます。

次に、介護認定を受けた方については、介護度に応じて1割負担で保険サービスの一つである生活援助の買い物代行を利用することができます。

最後に、65歳以上のひとり暮らし高齢者で、自分で調理することができず、栄養摂取に困難のある方は、調査による決定を受けて、週に4食の配食サービスを受けることができます。

議員お尋ねの買い物代行補助は、食料品店が身近にないという環境に着目しての制度と理解しておりますが、最初の御質問の答弁でも申し上げましたように、買い物代行以外にも食料入手の支援方法がございますし、今申し上げました既存の支援との関係も考慮する必要がありますので、他市の実施例なども参考にしながら、今後、研究を進めてまいりたいと存じます。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 続きまして、空き店舗等を利用しましたコミュニティセンターの設置についてお答えいたします。

現在、市では、平成19年度に行政改革委員会から答申をいただきました、地域団体を包括し、地域を代表する新たな地域コミュニティ組織の構築に取り組んでおり、答申では新たな地域コミュニティ組織は市内15地域に設置することが望ましく、その活動の拠点は各公民館を活用すること、また各公民館は老朽化が進んでいたり、手狭な公民館もあることから、活動がしやすい体制となるよう、可能な限り環境整備に努めることとなっております。

これに向けて協議を進めているところでございますが、各地域には地域の活動の場として、多くの自治会が自治会館を設置されておりますので、これらもあわせて活用していただければと考えております。

議員御提案の空き店舗スペース等を新たな地域コミュニティ組織の活動拠点として活用することは、現時点では難しいと考えております。なお、活動拠点の今後のあり方についても検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） 詳しい答弁ありがとうございます。

各地区、特に市街地の高齢化率がわかれば教えていただきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） ただいま資料として自治会別の人口統計の資料を持っておりまして、いわゆる牟礼の全体と、そういうふうなものはございますが、その分の答えでよろしゅうございますか。どちらの地区、例えば15地区全部、（「いえ、市街地」と呼ぶ者あり）――華浦地区申し上げますと、65歳以上で26%でございます。それで新田地区が20.8%、勝間地区で26%、佐波地区で24.9%、松崎地区で27.9%、これぐらい、まちなかでございます。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） もう1点、お聞きいたします。生鮮食料品等を扱うスーパー等の現状を把握していらっしゃいますでしょうか。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 健康福祉部としては把握しておりません。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） 今後、今言いましたような食の砂漠化といいますか、フードデザート、そのようなマップといいますか、地図を作成する考えがもしおありであれば、中心市街地高齢化率が今お聞きしたように、かなり上がっているわけでございます。そして市街地は幹線道路もかなり網の目のようになっているわけございまして、ぜひ先ほどは1キロメートルと申し上げましたけれど、半径500メートルぐらいのマップも必要かと思えます。ぜひフードデザートマップの作成を要望いたします。

続いて、平成19年度行政改革委員会の答申を受けて、どのような対応をされたのか、改めてもう一度お聞きをいたします。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 19年度の行政改革委員会の答申を受けてのその後の対応でございますけれども、平成20年度に部次長級職員をメンバーといたします防府市地域コミュニティ構築推進会議を設置いたしまして、新たな地域コミュニティ組織の構築について市内での協議を行いました。そして、平成21年度に新たな地域コミュニティ組織を構築するために、その構成団体である各種団体の代表者の皆様と共通理解を図るため、防府市地域コミュニティ検討協議会、これを設置いたしまして、その中で新たな地域コミュニティづくりに向けた基本方針づくりについて、御協議いただいているところでございます。今年度も引き続き協議してまいり、基本方針を作成してまいる所存でございます。

○副議長（松村 学君） 11番、青木議員。

○11番（青木 明夫君） ぜひ、いい考え方が出ますようお願いいたします。

公民館は、数カ所訪問してみましたが、まさにカルチャーセンターという感があるわけでございます。文科省の管轄でもあり、ただ、今公民館で催されている教室は、市民にとっても、とても必要なものだと思っております。その公民館の建物の中での飲食等は禁止されておりますし、わいわいがやがやとくつろげる場所も難しい気がいたしますが、今基本方針を定めているというようなことでお答えいただきましたので、ぜひ前向きにとらまえていただきたいというように思っています。

山口市では、この4日、仁保地域交流センターがオープンいたしました。山口市内21地区の公民館を地域交流センターに改変する事業が今、進められているそうでございます。何か山口市にかなり負けてるんじゃないかというような気がいたします。ぜひ負けないような取り組みを要望いたします。

続きまして、高齢者、生活弱者の買い物代行への補助は、今、お話しいただきましたけれど、再来年度から間違いなく交付金、補助金が一括交付金という形になると思われま。地域のことは地域で解決する、いわゆる地域主権がスタートすることになりますが、ぜひ

生活弱者に対する取り組みは一層前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

今回、もう1点、これは通告から削除いたしましたけれど、安心生活創造事業という質問項目を設けてたんですが、これは厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業があります。ある市民の方から周南市、長門市は名前があるのに、なぜ防府市はないのかというような質問を受けました。これからもこのような福祉モデル事業にはぜひ取り組んでいただきたい。きのうも話に出ておりましたけれど、本市も福祉都市宣言をうたっているわけでございます。このことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、11番、青木議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 次は、22番、田中健次議員。

〔22番 田中 健次君 登壇〕

○22番（田中 健次君） 本日最後の質問になりますけれども、よろしく願いをいたします。

質問の第1は、市長の選挙マニフェストについてであります。

市長のマニフェストでは、「小学校給食は学校での調理を基本に」とされていますが、教育委員会の検討委員会の部会では、小学校給食をセンター化する旨の報告がまとめられようとしております。市長は執行機関の長としてどうされるのか、マニフェストの実現をあきらめるのか、この点についてお考えをお伺いいたします。

防府市長は、5月15日発行の「青眼」第53号で、防府市長選挙に向けてマニフェストを発表されています。これでは「過去12年間の実績」として、「市役所職員数の大幅削減（900人から約740人）」など、全部で47項目が掲げられ、「次に今後4年間のお約束として、「市議会議員の定数削減に取り組みます（条例改正）」など、全部で34項目を掲げております。この34項目のうち、重点的な項目と思われるものとして、白抜きで囲んである項目が7項目あります。先ほどの市議定数削減のほか、2つ目に市長の給与を50%削減し、市長の退職金を廃止します。（市議会議員削減とあわせ実施）」、3つ目に、「市民100人委員会を設置し、市民の声を市政に反映する仕組みを確立します」、4つ目に「合併はしません！単独市政を継続します」と続き、5番目に「小学校給食は学校での給食調理を基本に、さらに充実に努めます」とあり、あと6番目、7番目に「避難所等、防災に配慮した公民館の整備に取り組みます」と、「山頭火ふるさと館を建設します」が掲げられています。

このように、「小学校給食は学校での調理を基本に」ということは、松浦市長の選挙マニフェストの中で、重点的なものとして掲げられています。

ところが他方で、この松浦市長のマニフェストに反することが教育委員会の側で検討されています。教育委員会の「防府市立小・中学校教育検討委員会第2部会」では、市長選挙が終わった後の6月15日に、非公開の部会を開催し、その後、8月4日の公開の部会では、非公開で協議された内容をまとめ、部会報告書の原案となるものが示されました。これによれば、松浦市長の選挙マニフェストに反する形で、小学校給食は「将来的には共同調理場方式（センター方式）へ移行していくことが望ましい」とされており、マニフェストの「学校での給食調理」をやめる内容となっています。

次の9月27日開催予定の部会で、この結論に至った理由について、若干の手直しをして第2部会の報告書となり、その後に全体の検討委員会へ報告されていくこととなります。松浦市長は、執行機関の長としてどうされるのか、マニフェストの実現をあきらめるのか、御見解をお伺いいたします。

質問の第2は、学校給食についてであります。

1番目に、2学期から導入されるポリエチレンナフタレート食器、通常、PEN食器と言っておりますが、PEN食器の安全性を確認するため、業者に情報提供を求めるべきではないかという点であります。

6月議会一般質問で、このPEN食器の安全性についてお伺いし、その後7月30日の教育民生委員会所管事務調査でもお尋ねいたしましたが、明確な御回答が得られていませんので、再度質問いたします。

もともとプラスチックは化学反応が100%進まないため、未反応物や副生物がその中に含まれ、使用していればそこから化学物質が出てくるのは当たり前だと言われております。そうであればどうするのか、選択肢は2つあります。1つは、プラスチックは食品関係には使わない、もう一つは安全であることを確認、それを確かめて管理しながら使うということになります。そのため、プラスチックの原料化合物、中間生成物や副生物、あるいは反応を進めるための触媒などで、人体に害のありそうな化学物質を個別規格として定め、プラスチックから溶出するものを管理しているわけであります。

食品衛生法の基準により、個別規格のないプラスチックは、例えば清涼飲料水の容器には使用できないこととなっています。溶出する化学物質が明確にされておらず、それを検査する体制になっていない以上、食品衛生法の基準からいって当然のことと思います。

しかし、食器はこれが適用される容器包装ではなくて器具という扱いのため、この基準が緩められておりますが、成長期の子どもたちが給食で使う食器の安全性には万全を期す

べきではないでしょうか。

これまでに一般質問や所管事務調査で、検出されませんから安全ですと教育委員会が何度も力説する化学物質は、他のプラスチックをつくる化学反応できるもので、ポリエチレンナフタレートをつくる際にできる副生成物などではありません。当然、出るはずのないものを調べてみても意味がないことでもあります。給食食器として使うというのであれば、業者に副生成物や中間生成物、あるいは触媒など、製造の情報を公開させ、それに基づいた化学物質の溶出試験や材質試験の結果を示させるべきであります。それが業者の社会的責任だろうと思います。

教育委員会としても、プラスチック食器をどうしても使うというなら、業者に情報提供を求めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2番目に、小学校の給食調理民間委託校での給食協議会は、協議内容を改善すべきではないかという点であります。

小学校の給食調理民間委託校での給食協議会の会議録等を市民の方が情報公開請求され、その公開された資料を拝見させていただきましたが、内容は協議会というよりも懇談会というほうが適切なものであります。協議のための具体的な資料が出されるわけでもなく、「何かお気づきはありませんか」で会議が始まり、それぞれ何か言うといった印象であります。もちろんその中にも、注意して今後取り組むべきことが、委員の方から発言をされておりますが、それがその場限りで終わり、次の協議の議題になることも、他の学校の協議会の課題として取り上げられることもありません。教育委員会は、調理状況のモニタリング結果を公表したり、栄養士さんは献立内容の報告をしたり、協議に必要な資料を準備して開催するのが協議会ではないでしょうか。今後もこういった懇談会を続けられるのでしょうか、協議会の内容を改善されるのか、お考えをお伺いいたします。

質問の第3は、災害時の情報伝達についてであります。

昨年7月の豪雨災害に対して、防府市豪雨災害検証委員会の検証報告が最終段階になってきておりますが、災害時の情報伝達について2点ほど意見を申し上げ、市の御見解をお伺いしたいと思います。

1番目に、災害弱者への避難情報の伝達方法を明確にすべきではないかということであります。災害時に避難勧告等の情報を、災害弱者といわれる在宅の要援護者にどう伝えるか、そして避難支援体制をどう整備するかということは、大きな課題だと思います。ところで、国は2004年、平成16年に発生した一連の風水害で、犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、高齢者等の災害時要援護者の避難支援について検討を進め、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを2005年、平成17年3月に取りまとめました。こ

これは翌年の3月に改定をされていますが、この中で、災害時要援護者情報の共有について3つの方式が示されています。

1つは、「手上げ方式」と呼ばれるもので、要援護者登録制度を広報・周知し、みずから要援護者名簿等への登録を希望した方を把握する方法であります。これは要援護者本人の自発的な意志にゆだねられているため、支援を要することを自覚していない方や、障害等を他人に知られたくない方もあり、十分に要援護者を把握できない傾向にあることが指摘されています。

次に、「関係機関共有方式」と呼ばれるものがあります。自治体の個人情報保護条例で、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を、防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式であります。

最後に、「同意方式」ですが、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、把握するというものであります。現在、防府市では、このうち「手上げ方式」により、災害時要援護者を把握していますが、これでは在宅の要援護者を十分に把握できないと思われま。他の2つの方法により、在宅の要援護者を把握し、災害情報を伝達し、避難支援体制の整備を進めていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2番目に、情報伝達メディアとして、「プッシュ・メディア」をさらに充実すべきではないかということについて質問をいたします。具体的に、NHK緊急警報放送とエリアメールについての考えをお伺いいたします。

避難勧告等は、迅速に住民に伝えるためには、「プッシュ・メディア」の整備が重要になってきます。防災情報伝達メディアには、「プッシュ・メディア」と「プル・メディア」があるといわれております。このうち、「プル・メディア」は、情報の受け手が主体的に情報を引き出す、プルということであります。引き出す形で伝達されるもので、通常のテレビ・ラジオ放送やパソコンのインターネットなど、スイッチを入れるなどして、情報をこちらから主体的に得るというものであります。他方、「プッシュ・メディア」は、主体的に情報を引き出すのではなく、強制的に情報を伝達する、押しかけてくるメディアであります。同報系無線や携帯電話のメールなどがあります。

防府市では、防府市メールサービスとして登録をされた方に対して、防災情報をメール配信しています。しかし、市民への普及はまだ十分な数字とは言えません。このサービスの広報・周知もこれから進めていく必要を感じますが、同時に携帯電話のCBS、セル・ブロードキャスト・サービスというサービスも活用すべきではないかと思います。

これはある基地局のエリア内にある携帯電話全体に一斉配信するもので、携帯電話端末を受信するように設定している人全員に送れ、事前にアドレス登録が要らないなどのメリットがあります。現在は、緊急地震速報については、ドコモとauの2社が実施をしております。そして自治体が契約をすれば、ドコモは自治体の災害情報を配信します。このドコモのサービスはエリアメールと呼ばれていますが、全国で既に39の区市町村が配信しています。防府市でもこのエリアメールを利用すべきではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

また、NHK緊急警報放送とは、NHKが地震、津波などの災害時に、放送波に特殊な信号を割り込ませ、緊急警報放送対応機能のテレビ・ラジオであれば、通電待機状態、すなわち電源はつながっていてもスイッチがオフの状態、自動的に起動し、災害発生をいち早く知らせるものであります。地震、津波など、人命や財産に重大な影響がある場合に限って放送されますが、地方自治体の長から避難命令などの放送の要請があった場合は、放送するというふうに、NHKのほうはインターネットなどで示しております。

防府市では同報系防災無線を保管するため、緊急告知FM放送を進めていますが、最近のテレビは緊急警報放送対応機能があり、NHKの緊急警報放送を活用できるように検討すべきであると思いますが、これについても御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは市長の選挙マニフェストについての御質問にお答えをいたします。

私は、かねてより学校給食は生きた教材として、食育という点においても大きな効果があると考えておりました。これまでも一貫して、小学校給食につきましては、「自校での調理が望ましい」と申し上げてまいってきたところでございます。

自校での給食調理を引き続き実施するためには、解決すべきさまざまな課題がございますので、教育委員会ともさらに協議を重ねていく必要があると考えておりますが、教育委員会においては、学識経験者、保護者、学校長などで構成される「防府市立小・中学校教育検討委員会」へ、今後の学校給食のあり方について検討をお願いしておられ、現在、専門部会において、熱心に協議をされているとの報告を受けておるところでございます。

教育委員会の検討委員会部会で、小学校給食をセンター化する旨の報告がまとめられようとしているが、市長のマニフェストの実現はあきらめるのかとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、学校給食のあり方につきましては、専門部会で検討

いただいている段階でございます。今後、専門部会の報告書が取りまとめられましたら、さらに検討委員会で御議論をいただき、10月ごろには正式な提言書がいただけるものと聞いております。

したがって、委員の方々が検討されている現段階で、私の見解等を述べさせていただくのは差し控えるべきではないかと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

残余の御質問につきましては、教育部長、総務部長より答弁いたします。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 昨日の木村議員の答弁のときには、自校の調理が望ましいということのほか、自校調理方式を貫くと、あるいはそのことはお約束だというふうに言われたんですけども、きょうの答弁は紙に書いたものかもしれませんが、やや後退したような御答弁なので、ちょっと奇異に感じますが、自校調理方式を貫くと、ここで書いてあるお約束という形であるので、それはということは、変わったわけでしょうか、昨日の答弁から。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 通告をいただいて、答弁書を作成しておりました段階での答弁書をそのまま読ませていただいたわけですが、今、御指摘のとおり、きのうの段階であのような御質問もあり、あのような答弁をいたしているところでございます。

私はかねてから、小学校では自校で調理されたものを、その学校に通う子どもたちが食べる、これが理想的であると、このように思っておりましたし、現在も思っておりますことから、マニフェストといいますか、私の公約として小学校給食は学校での給食調理を基本に、さらに充実に努めたいと、このように掲げているところでございます。

くどく申し上げますが、一方、こうした中で、教育委員会検討委員会の第2部会において、専門家の方々、あるいはPTAの関係の方々、さらに広く学識経験者の方々まで入られて、将来の学校給食のあり方について、真剣に御協議をされておられます。その御協議の中からお出しになる答申は、大変重みのあるものと考えておりましたし、私の考えと異なるものが出てきたといたしましても、真摯に、そして慎重に対応していかねばならない立場にあると思っております。ただ、私は今からの45カ月の任期でございますが、この間におきましては、お約束どおり自校調理方式を貫いていけるように、しっかり努力してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 教育委員会のほうが出される答申というものは、一つの答申

だろうと思います。

それと同時に、一つは、小学校給食のセンター化の問題は、教育委員会の部局だけにとどまらない、これはきのうまでの議論でありました、例えば地産地消を進めやすいためにはどうすればいいのかという問題、あるいは先ほどの青木議員の質問でありました買い物弱者、こういった問題にも関係があると思います。地産地消の問題については、この場で何回も言われておりますので、あえて繰り返しませんけれども、ある程度野菜でも納入量が少なければ地産地消が進めやすいということは、これは多くの人が指摘をされておることでもあります。

それから、小学校給食は非常にこの間、長い間地域に定着をしてみいました。その中で、小学校給食の食材の購入先というのは、地域の店屋さんというか、そういうところが多く納入先になっております。そういう中で、小学校給食を仮にセンター化をするということになれば、これはそういった地域の店さんの大口のお得意さんを奪うという形になって、私は買い物弱者が多く発生するということになるのではないかと、それによって、行政に今以上のコストを強いるような形になるのではないかと、買い物弱者対策ということで。そういうことも、ぜひ、これは市長部局サイドの問題であります。小学校給食がセンター化した場合に、こういった問題点が出てくるか、このことも市長さんとすれば、市長部局の問題として考えて、今度10月以降に協議をされるということですので、その辺協議をしていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、今、心強い御回答をいただきましたけども、45カ月間は、自分が市長である間は自校の調理ということをやるといようなことでありましたけども、となりますと、この45カ月間の間に、給食センターを整備するような建設費が予算上計上されると、予算を調製するというのは市長の権限でありますので、当然、そういった予算の調製、そういうことの中で、給食センターを整備するといような建設費が予算で計上されるということはありませんと、こういうふうに聞いてよろしいでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 大変踏み込んだ御質問だというふうに思うんですが、議員もまた、ほかの議員さん方もよく御存じのことですけれども、学校給食のあり方、まずは衛生上安全なもの、これは当たり前のことですが、これが強く求められているところですのでございまして、ドライ運用ということになってきたわけですので。という形を、もしも仮に、文科省が今、ゆるやかなドライ運用ということで、大丈夫ですよと、こういう認可が今はただけておりますので、若干の手直しをして、若干の調整すべきところは調整をすることによって、自校方式が貫いておられるわけなんですけど、これが

厳格なドライでやらなくてはだめだというような方針が、もしも打ち出されてきた場合には、対応ができなくなってしまうんです。1校ずつに1億円以上ものお金をかける、あるいは場合によっては給食室そのものが手狭なために、厳格なドライでやるためには手狭なため、全く別物を建てて、それぞれの学校でやっていかなければならないというような事態も想定されるわけございまして、私はその部分の専門的な知識は持ち合わせてはおりませんが、そのような危惧も若干あるやに聞いているような次第でございます。

そのような、将来を見込んだ大きな大きなうねりの中で、学校給食のあり方というものについて、検討委員会では御検討をなさっているのではないかと、こんなふうにも拝察をいたしているようなところでございます。

私はお約束を申し上げて、今任期、小学校の学校給食は自校調理方式を貫くと、こういうことはお約束をさせていただいているわけでございますが、その後の任期を努められる方々のお仕事、あるいは国の方針、あるいはその後のさまざまな事柄に対して、おくれを生じせしめるような形に、もしもなっていくようなことであつたのでは、これは許されないことではなかろうかとも思っているわけございまして、まさに現代の状況が国においてそのまま急激な変化がもたらされることなく、今の状況で、学校給食自校方式が貫いていける環境下であり続けていただきたいと、このように切に感じているようなわけございまして、今の踏み込まれての御質問に対して、私は明確な答弁にはならないと、自分なりに思いながらではございますが、御理解をいただけたらと思っているところでございます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 国のそういった給食の衛生管理の基準が変わるだとか、いろんな環境が変われば、それはそのとき考えなければならないかもしれませんが、現在はドライ運用でも認めるという形で来ておるわけですから、厳格なドライ施設にするというところまで求められてないわけですから、そういう中でいけば、この4年間の間にセンターをつくって、そういうふうなものをする必要はないわけですから、国の方針というか、衛生基準が変われば、それは新たな事態ですけれども、今の、現在の与えられた条件の中で、やはりセンターを、さっきの話だと、来年にも、再来年にも国の基準が変わって、防府市が今の給食の調理室をみんな建て直さなくちゃいけなくて、それよりもセンター化というような形のように聞こえるわけですが、現実にそういうことが今ないわけですから、その中で当面センターをつくる、そういう建設費は予算計上しない、これぐらいのことは明確に言われてもいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 田中議員のお考え、お立場、そのまんまを私の立場に置きかえましたら、厳格にそのように申し上げてもし一向に差し支えないと思っております。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） それでは、追い打ちをかけるようですけども、そういったものを建設するということがないということは、当然前段の実施設計、基本設計、こういった予算もあり得ないと、それから、センター検討のための協議会、こんな予算もあり得ないと、こういうふうを考えてよろしいわけでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 基本設計や実施設計ということについてはあり得ないと思いますが、いろいろな角度から常に検討をしていくことは、どの場面においても大切なことではなかろうかと思っておりますので、そのことにまで私が言及できる立場ではないと、このように感じております。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 現行の地方自治制度では、執行機関の多元主義ということで、教育委員会のことはある意味では教育委員会にお任せという面があるわけですが、教育委員会は行政委員会の一つとして尊重されるわけです。しかし、地方自治法では、長による執行機関全体の一体的運営の確保ということがうたわれております。松本英昭さんの要説地方自治法、大分厚い本ですけども、それから引用させていただきますと、「執行機関は長のもとに系統的に構成され、かつ相互に調整されなければならないものであることを勘案して、長に所管権限を与えるとともに、委員及び委員に対する総合的調整権を与え、組織、予算、公有財産管理等を通じて、委員会及び委員を間接的に統括できるようにしている」こういうふうに述べておるわけです。

こういうふうに述べられておるので、先ほど私が予算のことを申し上げたわけですが、あわせて市長さんの権限として、教育委員の選任というものがありますが、市長さんは学校での給食調理を基本ということの考え方なわけですけども、教育委員さんが市長の考えとは異なり、センターを推進するような指針に賛成をされると、教育委員会の委員さんは執行機関の合議制の委員ですけども、そういう方は、例えば次の任期が終わったときには、再任をしないと、こういうことも市長さんに与えられた権限の一つとしてあるわけですけども、こういうことについてはどうお考えでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 地方自治体の仕事を全体として総合統括する権限を持たせていただいている市長であると思っております。私は常に市民の目線に立って、市民のお考え

がどこにあるかということのを常に頭の中に入れて対応しているつもりでございまして、今の仮のような事態はあり得ないと思っておりますし、仮にそのような大きな考え方の相違のあるお方であったということであれば、再任をお願いするようなことはあり得ないということ御理解をいただけたらと思います。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） これから先は、ある意味では踏み込んだ中身ともなりますので、私も具体的には申し上げませんが、一例として愛知県犬山市の例を挙げたいと思いますが、私はこうなった結果については批判的に思っておりますけれども、犬山市は全国で学力テストをやらないという市でありました。これは前の市長がそういう考え方で、そういう教育委員さんを選任された。新しく市長になられた方が、前の方が国政選挙に出られたので、新しく市長になられた方は学力テストをやりなさいという立場ですけれども、教育委員会は合議制の執行機関でありますから、教育委員会の採決の中で、それは否定をされて、学力テストをやらなかったということがありました。市長さんは、ある程度の年数がかかったみたいですが、教育委員の過半数を市長の方針に従うような方に、任期が変わるごとにかえて、学力テストをやるようになったわけですが、私は学力テストについては批判的なんですけれども、しかし、市長にはこういう権限があるということですので、市長さんがどういう態度をとられるのかわかりませんが、やることができるのにやらないということは、やはりマニフェストをあきらめたということになると思いますので、この点だけはよくお含みをいただければと思います。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御懸念はいささかでもあってもなりませんので、重ねて申し上げますが、私は私を推して市長たらしめられた市民の方々、そしてまた、そうではなくても、たくさんおられる市民の方々の大方のお考えがどこにあるかということに常に關心を持っておりますし、その中で市長職を全うしていきたいと、かねてから思っております。

したがって、考え方の違う方々をいろいろな権限のあるお役に私が御推輓をしていくということは、到底あり得ないわけですが、それでも私の見る目が間違っていて、大変な間違いをもしかしてしでかすこともあろうかとは思っています。その場合には、次なる任期のときには必ず再任するというようなことはいたしませんし、現段階のこの問題につきましても、犬山の石田さんが、あの方は国政にいかれてやめられたんじゃないで、知事選に出られておやめになったんでございまして、今は国会議員をおやりになってらっしゃいますが、あのような形が起こってこない防府市であってほしいなど、私はいつも思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 次に、学校給食について答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 学校給食についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、2学期から導入されるポリエチレンナフタレート食器、PEN食器の安全性を確認するため、業者に情報提供を求めるべきではないかとの御質問についてですが、小学校給食で使用する食器につきましては、教育委員会といたしましても安全が第一と考えており、保護者や学校関係者などで構成する給食食器選定委員会においても、安全性については十分に議論されたところでございます。

御質問のPEN食器の安全性につきましては、7月に実施された教育民生委員会所管事務調査において、給食食器選定委員会の協議内容を報告いたしました際に、社団法人日本食品衛生協会による試験検査成績表などで安全性を確認していることを説明させていただいたところでした。その後、食器の材質について議員より御意見をいただきましたので、先般新たにPEN食器に関しての詳細な資料の提供を製造業者に求めました。

提供された資料によると、PEN樹脂の原材料は2,6-ナフタレン・ジメチル・カルボン酸ジメチルエステルとエチレングリコールの2種類が使用されていること、また、製造過程で使用する触媒は、PET樹脂と同じアンチモンとゲルマニウムであるということでした。

これらの原材料や触媒については、旧厚生省の指導により設立されたプラスチック製食品容器メーカーの業界団体による、安全衛生のための自主基準に基づいた試験検査等が行われており、改めて安全性を確認したところでした。

今後とも必要となった場合には、その都度、製造業者へ資料の提供を求めてまいりたいと考えております。

なお、食器の更新については、2学期から華浦小学校で椀2枚と皿1枚のPEN食器による給食を開始し、既にPEN食器を導入している小野共同調理場においては、これまでの食器をすべて更新するとともに、椀1枚を追加したところでございます。

次に、小学校民間委託校での給食協議会は、協議内容を改善すべきではないかとの御質問でございますが、小学校給食協議会につきましては、給食調理等一部業務委託を実施している各小学校において、保護者、学校、委託業者、教育委員会がそれぞれの立場で意見を交わし、学校給食のより一層の充実を図るため、毎学期、開催しているところでございます。

給食協議会では、衛生管理や調理業務、残食の状況等について、学校給食をよりよくするための協議を行い、その意見などを学校給食に反映させることにより、成果を上げてお

ります。給食協議会をさらに充実したものにしていくことは、教育委員会といたしましても大切と考えておりますので、議員、御指摘のように、今後、各給食協議会における協議内容やアンケート結果、献立などの資料を教育委員会で整理し、他の協議会で事例を報告、紹介するなど、給食協議会の充実を図り、引き続き安心して安全なおいしい給食を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 最初にPEN食器の話ですけども、新しい製造データとして、触媒としてアンチモン、ゲルマニウムを使うということがわかったのは一つの進歩なんですけども、原料をもう一度私、言うのも面倒くさいんですけども、その2,6ナフタレンジメチル・カルボン酸ジメチルエステル、これとエチレングリコールということは、物の本に書いてあるわけです、そんなことは。私が聞いているのはそんなことではなくて、副生成物とか中間生成物が化学反応では出るわけで、そういうものをチェックしなさいと言っているわけです。7年か8年たった食器からは溶出物が出るわけです。それはこの前、所管事務調査で示された資料の中にそういうことが書いてあるわけですから、そういう中間生成物とか、副生成物があるわけだから、それが心配なものではないかと聞いているわけですから、その点について御回答をお願いしたいんですけど、どうでしょうか。それはデータを業者が出さないんでしょうか。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 副生成物としてメタノールでございます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） メタノールは、これは副生成物といえば副生成物なんですけども、これは化学反応するとき、くっつくときに余分なものが出て、それで出るものなんです。こんなものは副生成物といえば副生成物ですけど、これは化学反応式で当たり前に出るものなんです。そうではなくて、変な形でくっついたりして、中間生成物とか副生成物が出て、それがポリカーボネートのときには環境ホルモンだとかいう形で問題になるわけです。そういうものは何かと聞いているんですけど、それは聞いてないわけですか。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 製造過程につきましては聞いております。まず、最終的には先ほどのエチレングリコールと2,6NDCというんですか、こうなるんですけど、その製造過程の中でいただいている中では、出てきているものはメタノールというふうに聞いております。

で、資料につきましては、原材料でございますエチレングリコールと、先ほどの2, 6何がしてございますけど、これについては――2, 6NDCでございます。NDCでございますけど、これの検査もちゃんとやっていらっしゃる。その結果を確認しております。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今言ったのは化学反応式を聞いたということなんです。反応を正しくするならばこうなると、ところが化学反応はすべてみんなそういうふうに行くのではなくて、本来なら結合しないような変なものが出てくるわけです。そういうものが悪さをしたり、未反応物という形でプラスチックの中からしみ出てくるわけです。だから、そういうものは何かということ聞いたんですけども、それは聞いてないということなので、結局。もう一度聞き直してください、それはお約束できますか。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） これは私どももすぐ聞きまして、今、照会をかけてるところでございますけど、いわゆる中間生成物の件だと思うんですけど、これにつきましては、もう一度確認していきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） そういうことが最初からわかっているなら、まだ答えが出ておりませんとなんで答えられないんですか、さも、みんなわかったようなことを言って不十分な答えをすると、そういう答えの仕方が問題なんです、教育委員会の。それを指摘して――次のほうに簡単にいくわけにいきませんね。そういう形ですから、これは慎重に、次を進めるということがいいのかどうか、もうちょっと慎重に進めて結果をきちっと、折々に報告していただきたいと思えます。

それから、給食協議会ですけれども、昨年度の分をよく見ましたんですけれども、要するに司会者が最初に、「ただいまから始めます」と、「何かありませんか」と、これで会議が始まるんです。こんな会議は協議会でもなんでもありません、懇談会です。

それと問題点を幾つか言います。1つはある小学校ですが、7月7日、12月22日、3月24日、要するに食器が汚れてると、注意して洗ってほしいということが3回、されてるんです、3回とも。2回目のときは脂肪、でん粉の残留があったので、衛生検査できちっとやってくれと、3学期にも衛生検査をしましたが、でん粉の残量が少しあったので丁寧に洗ってくださいと、これはある小学校のその体制が問題なのかも知れませんが、あるいは全体的に食器の洗浄というものが十分でない。1つのところでそういうことがあれば、全体的に例えばそういった衛生検査をするだとか、衛生検査をすればその結果を

報告するだとか、こういうものをきちっとしていただかないと、今は、ただいまから協議会を始めますと、何かありませんかと、特に問題もないようですとか、子どもはおいしいと言っていますと、そういう形で問題点がないようにふたをするような格好です。そうではなくて、協議会というのは、小さな問題点が大きなミスに発展しないかということ、そういう芽を摘み取っていくというのが、本当のよりよい給食を目指すための協議会ですから、それぞれのところでちょっとしたそういう問題点があれば、それを全体化していくと、ある学校ではあったけれども、全体的にどうですかと、そういうことが全然されていないんです。1つがその分です。

それから、もう一つは、職員さんが休まれたときのかわりに出てくる人、その体制が不十分だということが言われております。こういうものが全体的にどうなのか。

それから、あるいは清掃も計画的にやってほしいと栄養士さんが言うと、いや、業者さんは毎日やっていますというんですけれども、毎日やっておって、計画的にやってほしいというような注文が出るとは思わんですけれどね。不十分なので計画的にやってほしいだとか、そういう話が出るわけで、そういったことを拾い上げていってほしいです。

ある学校では校長先生が、前回ではこういう点が改善点として出されましたというようなことを、最初に司会者が何かありませんかと言われたら、校長先生がそれじゃいけないと思ったんでしょう、前回の会議では改善点が見つかりましたと、これとこれとこれです。それについてどうですかと聞かれているわけですがけれども、問題点だとか、協議する資料だとか、そういうものを示してやっていただかないと、現状の状態ではとても協議会とは言えなくて、懇談会、座談会ですね。この辺、ぜひ改善いただくように要望して、次の質問に移ります。

○副議長（松村 学君） 次に、災害時の情報伝達について答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 次に、災害時の情報伝達についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の災害弱者への避難情報の伝達方法を明確にすべきではないかについてでございますが、現在、本市では災害時避難支援情報登録をされている災害弱者と言われる災害時要援護者の方や、その支援者の方に電話、電子メール、またはファックスで情報を提供しているところでございます。しかし、災害時に援護が必要なすべての方が避難支援情報登録をされているわけではございませんので、議員御案内のとおり、国が進めております方式で、現在、福祉関係課等が所有します情報を活用し、災害時要援護者の可能性のある方を把握いたしまして、個人情報に十分配慮した上で、市役所内の関係機関が情報を共有することについて検討しているところでございます。

そして、この災害時要援護の対象者に本人、または御家族の御同意をいただき、災害時に避難の支援等をしていただける地域の皆様とも情報の共有化を図ることで、災害等の緊急時の対応に生かしていきたいと考えておりますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の情報伝達においては「プッシュ・メディア」をさらに整備・充実すべきではないかという御質問につきましては、情報の受け手の意思に関係なく情報を提供する「プッシュ・メディア」といたしましては、同報系防災行政無線や、今年度から3カ年計画で配布を開始しております緊急告知防災ラジオが、そういった情報伝達手段に該当していると思っておりますけれども、まずは緊急告知防災ラジオの設置により、情報伝達の大幅な整備・拡充ができるものと考えております。また、登録者に提供情報を文字で表示する防府市メールサービスの登録者も、徐々にではありますけれども、確実に増加してきており、災害情報の入手手段は確実に多様化しているところでございます。

「プッシュ・メディア」として御提案のありましたNHK緊急警報放送や、NTTドコモのサービスであるエリアメールにつきましては、今後、調査・研究してまいりたいと存じますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 災害時要援護者への対応ということは、そういう形で関係機関共有方式というふうに、国が言っているような形で進められるということなので、やっていただきたいと思っております。

防府市の個人情報保護条例を見ましたけれども、この条例を見る限り、こういう形で運用しても問題がなかろうというふうに私も考えております。ただ、対象者の範囲をどこまでするのかということで、いろいろと、その辺の問題とかありますけれども、例えば平成18年3月の国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインには、一例として、要介護3以上の人、あるいは身体障害者1、2級及び知的障害養育手帳Aの人、あるいはひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯というような形で、例を示しております。これがいいのかどうか、その辺は福祉サイドとも協議して、研究していただきたいと思っておりますが、そういう形で進めるということですので、この辺、ぜひ取り組んでいただければと思います。

それから、あわせて「プッシュ・メディア」、今、テレビのほうはデジタル化という形で、テレビを買いかえる方がかなり増えておると思っています。チューナーをつけて地デジ化に対応するという方もおられるわけですが、新しいテレビはほとんどが緊急放送対応になっておりますので、コンセントを抜いてしまえばだめですけども、コンセントが入ってお

って、スイッチがオフになっても電源が来てるという状況であれば、ほとんどのテレビが緊急放送に対応できるということです。市長がNHKに要請すれば、さっきのFMわっしょいじゃなくても、テレビでそれが入ることになりますので、ただ、これはFMわっしょいのように細かく災害の程度を知らせることじゃなくて、避難勧告だとか、避難指示だとか、こういうものに当然限られるわけでしょうから、これでできる面とできない面、それから、今の緊急告知FMラジオでできる面とできない面、それぞれ長所、短所があると思いますので、その辺を組み合わせ、これは相互に補完にするものだと思います。どちらかやればよいというものではなくて。

それから、エリアメールと、それから、今の市が進めてるメールサービスもやはり補完するものですね。そういう形で、ぜひこれからも進めていただきたいということを要望して、私の質問をこれで終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、22番、田中健次議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れ様でした。

午後2時24分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年9月10日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 今 津 誠 一

防府市議会 議員 弘 中 正 俊